

## 第9章 東海地震対策 （警戒宣言に伴う対応措置）

第1節 策定の趣旨

第2節 基本的な考え方

第3節 防災機関の業務大綱

第4節 東海地震に関連する調査情報・注意情報の発表から警戒宣言が発せられるまでの対応措置

第5節 警戒宣言時の対応措置

第6節 市民・事業所等のとるべき措置

本章は、東海地震に対する基本的な考え方、防災機関の業務の大綱、東海地震の警戒宣言が発令後、地震発生までに実施する対策などについて示したものである。



## 第1節 策定の趣旨

東海地震とは、南海トラフ巨大地震の発生が想定される区域の中で、静岡県中部から遠州灘周辺を震源域とし、いつ発生してもおかしくないと考えられているマグニチュード8クラスの巨大地震で、これまでの研究及び観測体制の構築から唯一予知の可能性のある地震とされていた。

しかし、中央防災会議「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」報告（2017年（平成29年）9月）で、現在の科学技術では、確度の高い地震の予測はできないとされたことから、2017年（平成29年）11月1日から南海トラフ全域を対象として、異常な現象が発生した場合や地震発生可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に「南海トラフ地震に関連する情報」が気象庁から発表される運用に転換されている。（従前は、前兆的な「ゆっくりすべり」を監視し、通常とは異なる変化が観測された場合に「東海地震に関連する情報」が気象庁から発表されていた。）

そのため、南海トラフ沿いにおける地震に対する市の防災対応は「第3章 地震災害応急対策」に基づくものとし、この章では、大規模地震対策特別措置法が廃止されていない状況を踏まえ、東海地震の発災前に、被害の防止や軽減を図るための事前対策を定めるものとする。

なお、気象庁が発表する南海トラフ地震に関連する情報は次のとおり。

### ■「南海トラフ地震に関連する情報」の種類及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合</li> <li>○ 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合</li> </ul>
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合</li> <li>○ 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）</li> </ul> <p>※ 既に必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。</p>

■「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○ 監視領域内でマグニチュード 6.8 以上の地震が発生 ○ 1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○ その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード 8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	○ 監視領域内において、モーメントマグニチュード 7.0 以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○ 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

- ※ 南海トラフ沿いで異常な現象が観測されず、本情報の発表がないまま、突発的に南海トラフ地震が発生することがある。
- ※ 地震発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合でも南海トラフ地震が発生しないこともある。
- ※ 南海トラフ地震の切迫性は高い状態にあり、いつ地震が発生してもおかしくないことに留意が必要である。

## 第1 東海地震対策の目的

東海地震対策は、東海地震の発生が予想される場合において、都や近隣市町村並びに各防災機関と一体となって地震被害の発生を防止又は被害の軽減を図ろうとするものである。

東京都では、大規模地震対策特別措置法の第6条に基づき、東京都防災会議が策定する地震防災強化計画を中心に対策を進めるものであるが、地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という）に指定されていない本市においても、地震予防対策及び応急対策について必要な事項を定めるものである。

## 第2 南海トラフ地震対策との関係

東京都では、地域防災計画において、南海トラフ巨大地震等が発生し、これに伴う津波による被害が発生した場合にとるべき応急災害対策活動体制を定めるとともに、避難計画の策定や物資の備蓄等の予防対策など、外海孤立離島という伊豆諸島・小笠原諸島の島しょの特質を考慮した対策計画を定め、都、島しょ町村、各防災機関等が一体となって災害対策の推進を図ることを目的とした

計画を策定している。

【東京都地域防災計画における対策の目的】

- (1) 南海トラフ巨大地震等の発生に伴う津波被害の発生を防止し又は軽減するため、島しょを対象とした都、島しょ町村、防災機関等のとるべき予防・応急対策の基本的事項を定める。
- (2) （東京都地域防災計画 震災編）第4部第1章から第4章は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「特別措置法」という）第3条で指定された南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という）に関する部分は同法第5条の規定に基づく推進計画とする。
- (3) 南海トラフ巨大地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっていると評価された場合等に「南海トラフ地震臨時情報」が発表されるが、その後発生する地震に伴う津波被害の発生を防止し又は軽減するため、主に島しょを対象とした都、島しょ町村、防災機関等のとるべき対策の基本的事項を定める。
- (4) 島しょ町村、各防災機関等は、この計画に基づき、それぞれ必要な具体的計画等を定め、防災対策を実施するものとする。

2022年（令和4年）5月に策定・発表した「首都直下地震等による東京の被害想定」で明らかになったのは、島しょ部における津波被害が中心であり、町田市においては震度5強程度と予測されている。そのため、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」での推進地域には指定されていない。

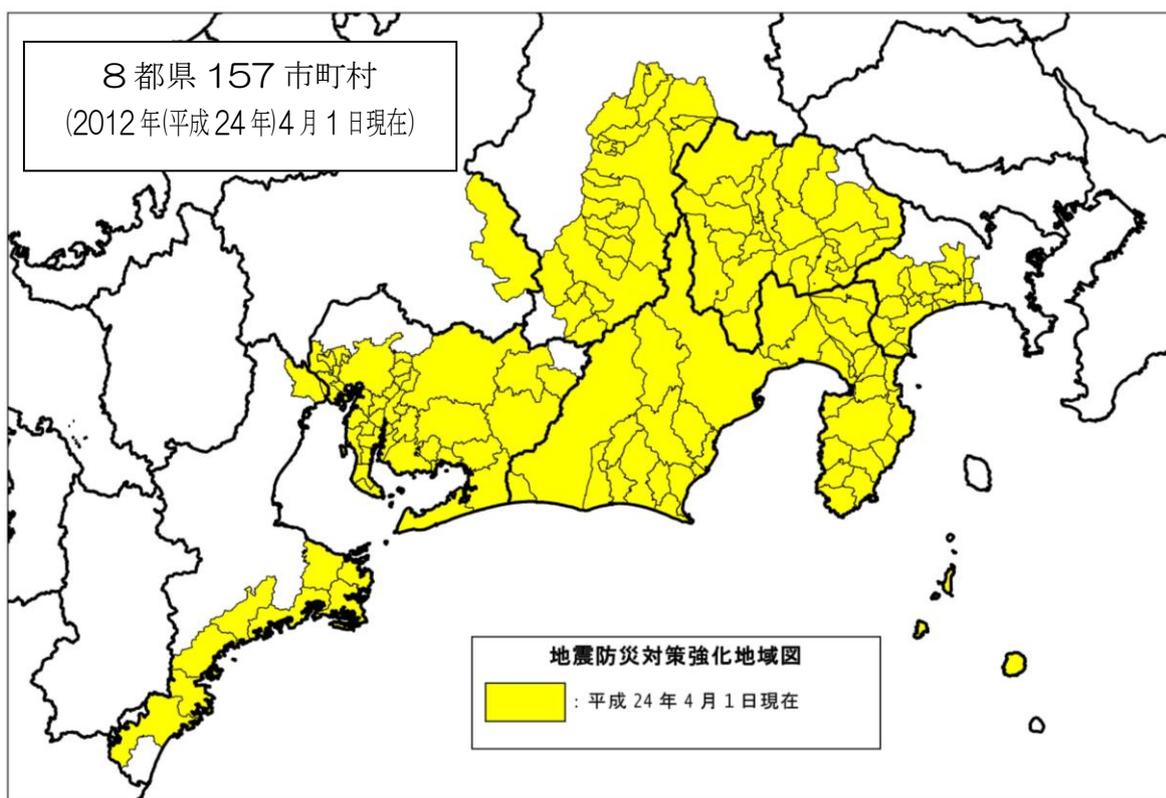
南海トラフ地震等に対して町田市は「第3章 地震災害応急対策」に準じた対策を推進していくこととし、市内での応急復旧活動のほか、沿岸部や島しょ部への広域的支援に関する対策の実施及び東京都との連携を重視した対策を展開するものとする。

## 第2節 基本的な考え方

### 第1 東海及び南海トラフ地震について

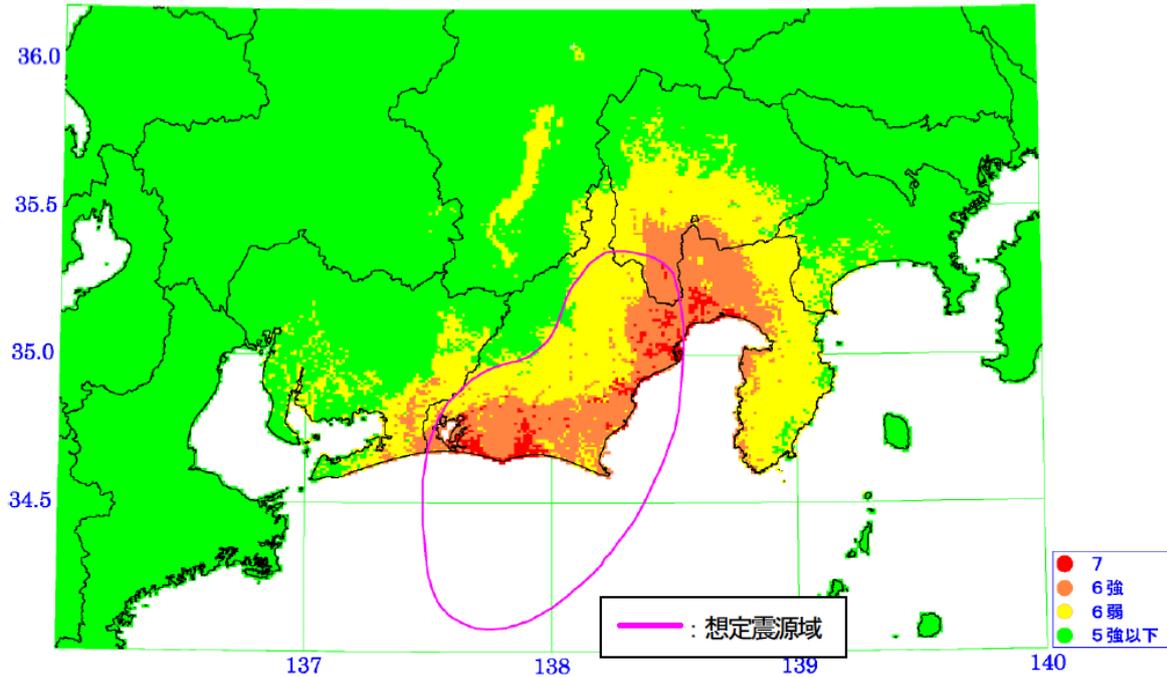
#### 1 東海地震について

東海地震は、静岡県中部から遠州灘周辺を震源域とし、いつ発生してもおかしくないと考えられているマグニチュードM8クラスの巨大地震で、これまでの研究や観測体制の構築から唯一予知の可能性のある地震とされてきた。また、東海地震は大規模地震対策特別措置法により、地震防災対策強化地域が定められている。東京都では、新島、神津島及び三宅村が強化地域となっている。



図一 東海地震の地震防災対策強化地域

町田市は、強化地域には含まれないが、東海地震がシミュレーション上で想定した震源域で発生した場合、中小河川沿いの地域や人工改変地の盛土地域において震度5強、それ以外の地域でも震度5弱以下の揺れが予測されている。



図一 東海地震による推定震度分布（関東・東海地方）

気象庁の示す震度階級関連解説表（2009年（平成21年）3月31日）によると、震度5弱から震度5強の揺れが生じた場合、大半の人が恐怖を覚え、物につかまりたいと感じ、また物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じるとされる。また、電灯など吊り下げ物が激しく揺れ、棚にある食器や書棚の本が落ちるなどの現象が発生し、固定していない家具が倒れることもある。特に、震度5強では補強されていないブロック塀が崩れることがあり、据付けが不十分な自動販売機が倒れることもあり、自動車の運転は困難となるとされる。

また、震度4程度以上で鉄道の停止等が行われ、震度5弱以上ではガス供給の停止、断水、停電の発生、エレベーターの停止が起こることがある。

（以下、出典：気象庁震度階級関連解説表）

表一 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。

第9章 東海地震対策（警戒宣言に伴う対応措置）  
 第2節 基本的な考え方

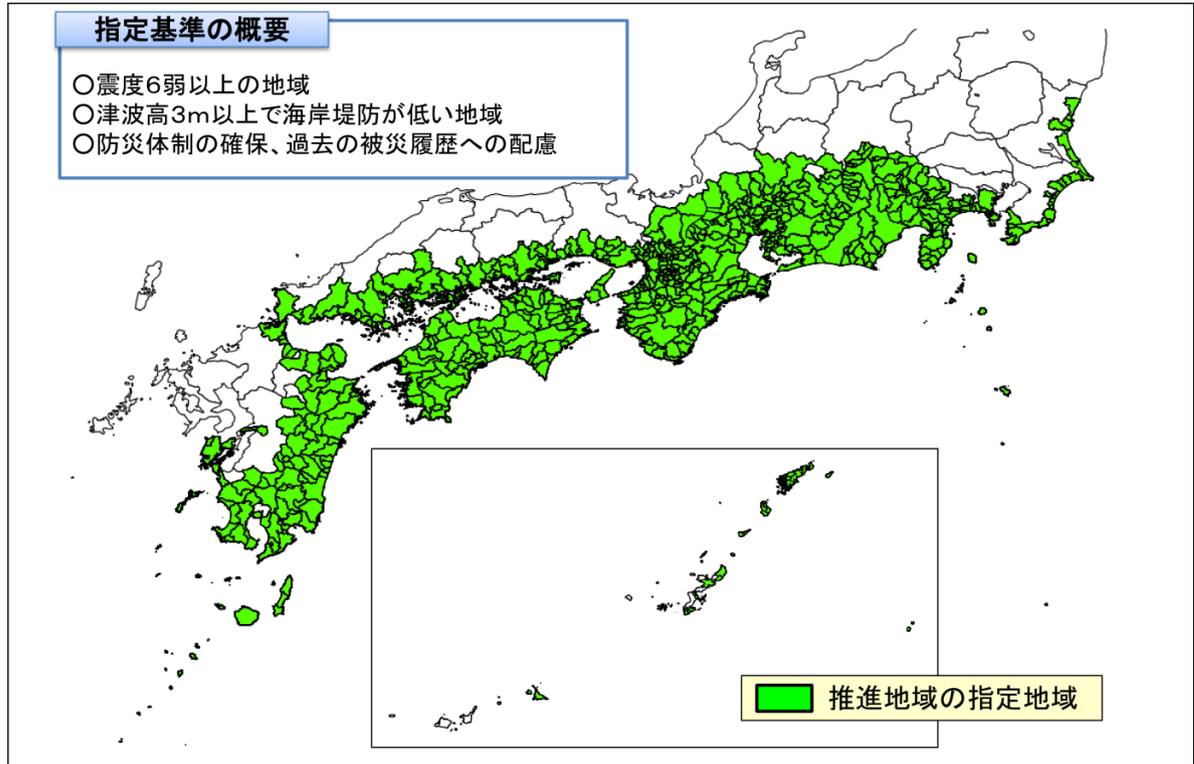
表一 ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある*。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる）。
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言サービスなどの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開時には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

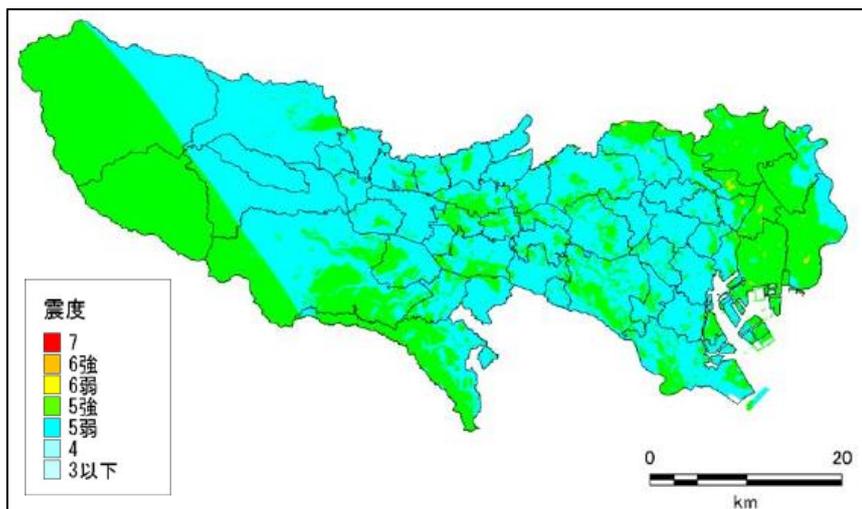
※資料編 参照

## 2 南海トラフ地震について（参考）

南海トラフ巨大地震は、南海トラフ及びその周辺の地域における地殻の境界を震源域とし、発生頻度は極めて低いものの、M9クラスの巨大地震の中でも最大級の地震で、都においては津波の影響が大きい島しょ部に甚大な被害を示すとされる。また、南海トラフ巨大地震は「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」により、推進地域が定められている。東京都では、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村が推進地域となっている。



図一 南海トラフ巨大地震の地震防災対策推進地域  
(平成26年3月28日現在 計 1都2府26県707市町村)



図一 南海トラフ巨大地震（M9.0）の震度分布

町田市は、推進地域には含まれないが、「首都直下地震等による東京の被害想定」におけるシミュレーション上の想定では、町田市全域で震度5弱から5強の揺れが予測されている。

## 第2 東海地震警戒宣言時にとられる措置

東海地震については、大規模地震対策特別措置法で「地震防災対策強化地域」が定められている。

町田市は、この強化地域には含まれないが、神奈川県の厚木市、海老名市、平塚市、茅ヶ崎市、伊勢原市、秦野市、小田原市、南足柄市、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町が強化地域に含まれている。

東海地震対策においては、内閣総理大臣から警戒宣言が出された場合、強化地域内と強化地域以外のそれぞれについて次のような対応措置が定められている。

表一 警戒宣言時の措置

	強化地域内	周辺地域
電気・ガス・水道	平常通りの供給継続が原則。	平常通り供給される。
電話	青色、黄色、緑色の公衆電話を除き、防災関係機関以外の電話は使えない。	利用自粛を要請。必要に応じて通話規制をする。ただし、青色、黄色、緑色の公衆電話は使える。
学校・幼稚園	直ちに授業を打ち切り帰宅させる。 (あらかじめ決められている方法で帰宅させる)	強化地域とほぼ同じ措置。
病院	外来患者の診察は中止。入院患者は保護または退避させる。	診察は平常通り行われる。
百貨店・スーパー・地下街	買物客を外に誘導、安全を確認したのち閉店する。	食料品、生活必需品を中心にできるだけ営業することになっている。
金融機関	郵便局、銀行とも払い戻しに応じるが、営業時間や金額に制限がもうけられる。	平常通り営業。
鉄道	新幹線、在来線とも最寄りの駅まで徐行し、運転を打ち切る。地域内へは侵入しない。	各鉄道会社とも混乱のない限り30～50kmの減速ダイヤで運行を続ける。
バス	危険区間は運行中止。走行中のバスは、営業所や最寄りの安全な場所で運行を打ち切る。	原則として運行。(減速運行)
道路	地域内への車の流入は大幅に制限するが、流出は混乱のない限り自由。高速道路は40km/h、一般道路は20km/h。	高速道路は40km/h、一般道路(首都高速を含む)は20km/h。
人の集まる施設	営業を中止する。	特に制限はないが、営業を自粛するようすすめられている。

※ 町田市は、強化地域外である。

### 第3 東海地震に関連する情報の種類と情報の流れ

気象庁では、2017年（平成29年）11月1日から「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を開始した。これに伴い、現在、東海地震のみに着目した「東海地震に関連する情報」の発表は行っていない。

ここでは、これまで発表してきた「東海地震に関連する情報」等について解説する。

気象庁は、関係機関の協力も得て、地殻変動や地震等を24時間体制で監視し、異常なデータが観測された場合には「東海地震に関連する情報」を、各情報が意味する危険度に応じた「カラーレベル」を付し、お知らせする。

なお、前兆すべりが急激に進んだ場合や前兆すべりが小さい場合等には、直前予知ができない場合もあるので、日ごろから東海地震への備えをしておくことが大切である。

情報名	情報の発表基準
東海地震予知情報 [カラーレベル 赤]	下記の基準でかつ、「警戒宣言」が発せられた場合 ・3か所以上のひずみ計で有意な変化が観測され、前兆すべりによるものと「判定会」が判断した場合・5か所以上のひずみ計で有意な変化が観測され、気象庁で前兆すべりと判断した場合
東海地震注意情報 [カラーレベル 黄]	・2箇所のひずみ計で有意な変化が観測され、前兆すべりによる可能性が高まったと「判定会」が判断した場合 ・3か所以上のひずみ計で有意な変化が観測された場合
東海地震に関連する調査情報 [カラーレベル 青]	臨時 ・1か所のひずみ計で有意な変化が観測された場合（臨時の「判定会」を開催） ・東海地域周辺でマグニチュード6以上（あるいは震度5弱以上）の地震を観測した場合（臨時の「判定会」を開催）
	定例 ・毎月の定例の「判定会」で調査が行われ、「東海地震」に直ちに結びつくような変化が観測されていないと判断した場合

- 各情報発表後、東海地震発生のおそれなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表される。
- 地震防災対策強化地域判定会  
東海地域の各種観測データを検討するため開催する。毎月開催する定例の判定会と、観測データを臨時に検討する場合に開催する臨時の判定会がある。
- 前兆すべりとは  
東海地震はプレート（地球表面を覆う厚さ数十～百キロメートル程度の岩石の層）とプレートの境界で起こる地震である。プレート境界の一部は普段は強くくっついている。  
東海地震の前にはこの領域の一部が少しずつすべり始め、最終的に急激に大きくずれて強い揺れを発生させ東海地震になると考えられている。  
この少しずつすべり始める現象が前兆すべりである。  
前兆すべりを捉えようと、ひずみ計などの観測機器を東海地域に展開し、気象庁において24時間監視している。

気象庁から「東海地震に関連する情報」が発表された場合、国、都や市などの自治体及び防災機関は、平常時の活動と並行して主に次のような対応をとる。

第9章 東海地震対策（警戒宣言に伴う対応措置）  
第2節 基本的な考え方

1 東海地震に関連する調査情報（定例）

毎月の定例の判定会で評価した調査結果を発表する。防災対応は特になし。

2 東海地震に関連する調査情報（臨時）

観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況を発表する。防災対応は特になし。国や自治体等では情報収集連絡体制がとられる。

3 東海地震注意情報

東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表する。東海地震に対処するため、以下のような防災の「準備行動」がとられる。

- ・ 必要に応じ、児童・生徒の帰宅等の安全確保対策が行われる
- ・ 救助部隊、救急部隊、消火部隊、医療関係者棟の派遣準備が行われる

4 東海地震予知情報

東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合に発表される。内閣総理大臣は、気象庁長官から東海地震の発生のおそれについて報告を受け、閣議を経て「警戒宣言」を発する。警戒宣言が発せられると、地震災害警戒本部が設置され、津波や崖崩れの危険地域からの住民避難や交通規制の実施、百貨店等の営業中止などの対策が実施される。

国、都、市町村、関係機関は、それぞれの計画に従って地震防災応急対策を実施する。

## 第3節 防災機関の業務大綱

東海地震対策における、市、都、指定地方行政機関及び指定公共機関等が実施する業務及び措置は、おおむね次のとおりである。

### 第1 市

機関の名称	事務又は業務の大綱
災害統括班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市の防災会議及び災害対策本部の庶務事項に関すること</li> <li>2 東海地震対策の連絡調整に関すること</li> <li>3 東海地震に係る災害の予防、応急対策に関すること</li> <li>4 地震予知情報等の収集伝達に関すること</li> <li>5 市民等に対する防災対策の育成指導に関すること</li> <li>6 通信等施設の整備に関すること</li> <li>7 防犯に関すること</li> <li>8 その他災害対策に必要な連絡調整に関すること</li> </ol>
政策経営対策部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 広報及び広聴に関すること</li> <li>2 報道機関との連絡に関すること</li> <li>3 災害対策関係予算に関すること</li> <li>4 専門ボランティア（医療、東京都防災（語学）ボランティア、応急危険度判定員等）の受入に関すること</li> </ol>
総務対策部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害統括班の応援に関すること</li> <li>2 職員の給与及び服務に関すること</li> </ol>
財務対策部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 町田市庁舎周辺の災害情報の収集及び連絡に関すること</li> <li>2 町田駅周辺の避難誘導と混乱防止に関すること</li> <li>3 帰宅困難者対策への協力に関すること</li> <li>4 庁舎等の防災及び点検に関すること</li> <li>5 物資確保及び調達準備に関すること</li> <li>6 車両等の調達準備に関すること</li> <li>7 災害対策にかかる物品の出納及び保管に関すること</li> <li>8 市税の納入関係に関すること</li> <li>9 食品等の確保及び調達準備に関すること</li> </ol>
市民対策部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域の情報拠点としての災害情報の収集及び連絡に関すること</li> <li>2 市民センター等への一時的な避難者の収容に関すること</li> <li>3 消防団分団本部の開設に関すること</li> <li>4 一般のボランティア・NPOの受入れの協力に関すること</li> <li>5 町内会・自治会組織との連絡調整に関すること</li> <li>6 買占め、売り惜しみの監視に関すること</li> <li>7 消費生活に関する相談、苦情処理に関すること</li> <li>8 避難施設等の避難者情報の問合せに関すること</li> </ol>
文化スポーツ振興 対策部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 外国人被災者への情報提供に関すること</li> <li>2 所管施設に関すること</li> </ol>

第9章 東海地震対策（警戒宣言に伴う対応措置）  
 第3節 防災機関の業務大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
福祉対策部	1 社会福祉施設の保全に関すること 2 社会福祉施設の利用者等の保護安全に関すること 3 避難施設の開設、運営に関すること
健康対策部	1 医師会及びその他関係機関との連絡調整に関すること 2 妊産婦に関する指導に関すること 3 その他保健衛生・防疫に関すること 4 社会福祉施設の保全に関すること 5 社会福祉施設の利用者等の保護安全に関すること 6 獣医師会等、動物愛護関係団体との連携調整に関すること
子ども生活対策部	1 保育に関する総合調整に関すること 2 乳幼児・児童の救助救援及び保護に関すること 3 各保育施設及び幼稚園等との連絡調整に関すること 4 乳幼児・児童に係る相談に関すること 5 学童保育クラブの児童及び施設の保護安全に関すること
経済観光対策部	1 農業施設等の保全に関すること 2 商工業者、農業団体等に対し、東海地震対策指導に関すること 3 救助物資の管理及び配分の準備に関すること 4 その他救助及び保護に関すること
環境資源対策部	1 施設の保全に関すること 2 清掃に関すること
道路対策部	1 道路及び橋梁等の保全に関すること 2 道路及び橋梁等の通行確保に関すること
都市づくり対策部	1 宅地造成等の業者への指導に関すること 2 斜面災害に関すること 3 被災建築物、被災宅地の危険度判定の準備に関すること 4 市営住宅の保全に関すること
下水道対策部	1 下水道施設の応急災害対策に関すること 2 被害状況の把握及び報告に関すること 3 施設の災害復旧に関すること 4 仮設トイレの設置の準備に関すること
出納対策部	1 災害対策にかかる金銭の出納及び保管に関すること 2 指定金融機関との調整に関すること 3 災害対策に係る決算に関すること
学校教育対策部	1 学校施設の保全に関すること 2 市立学校の東海地震対策の指導に関すること 3 市立学校の児童・生徒等の保護安全に関すること
生涯学習対策部	1 社会教育施設・社会体育施設等の保全に関すること 2 施設利用者の安全に関すること
病院対策部	1 市民病院施設の保全に関すること 2 医療及び助産救護に関すること

第2 都

機関の名称	事務又は業務の大綱
総務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部の運営に係る庶務に関すること</li> <li>2 自衛隊及び関係防災機関との連絡調整に関すること</li> <li>3 市区町村との連絡に関すること</li> <li>4 警戒宣言、地震予知情報その他地震防災上必要な情報の収集及び通信連絡の総括に関すること</li> <li>5 警戒本部の職員の動員及び給与に関すること</li> <li>6 警戒本部における通信施設の保全に関すること</li> <li>7 前各号に掲げるもののほか、地震防災応急対策等の総合調整に関すること</li> </ol>
政策企画局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 広報及び広聴に関すること</li> <li>2 報道機関との連絡及び放送要請に関すること</li> <li>3 大使館等との情報連絡及び調整に関すること</li> <li>4 その他特命に関すること</li> </ol>
子供政策連携室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における他の局の応援に関すること</li> <li>2 子どもに関する災害対策に係る他の局との調整に関すること</li> </ol>
スタートアップ・国際金融都市戦略室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害に関するスタートアップとの連携に関すること</li> <li>2 災害に関する国際金融に係る情報収集・発信等に関すること</li> <li>3 他の局の応援に関すること</li> </ol>
財務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地震防災応急対策等関係予算に関すること</li> <li>2 車両の調達に関すること</li> <li>3 緊急通行車両確認標章に関すること</li> <li>4 本庁舎の防災及び維持管理に関すること</li> <li>5 野外受入施設の設営に関すること</li> <li>6 前各号に掲げるもののほか、財務に関すること</li> </ol>
デジタルサービス局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害に関する各局のデジタル技術の利活用に係る支援に関すること</li> <li>2 島しょ海底光ファイバーケーブルの保全、復旧及び調整に関すること</li> <li>3 基盤システムの維持に関すること</li> <li>4 災害時における他の局の応援に関すること</li> <li>5 都所有海底通信ケーブル等の保全に関すること</li> </ol>
主税局	他の局及び市区町村の応援に関すること
生活文化スポーツ局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 私立学校の東海地震対策の指導に関すること</li> <li>2 在住外国人関係団体等との情報連絡及び調整に関すること</li> <li>3 文化施設の保全に関すること</li> <li>4 消費生活協同組合からの応急生活物資の調達に関すること</li> <li>5 スポーツ施設の点検、整備及び復旧に関すること</li> </ol>
都市整備局	地震防災における他の局及び市区町村の応援に関すること
住宅政策本部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 応急仮設住宅等の供給準備に関すること</li> <li>2 都営住宅等の保全に関すること</li> </ol>
都立病院機構	都立病院の医療救護活動に関すること
環境局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 高圧ガス、火薬類等の製造・販売等における地震災害の防止のための情報連絡に関すること</li> <li>2 災害廃棄物の処理に係る調整に関すること</li> </ol>

第9章 東海地震対策（警戒宣言に伴う対応措置）  
 第3節 防災機関の業務大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
福祉局	1 高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦等の安全確保及び支援に関すること 2 救助物資の備蓄、輸送及び配分に関すること 3 避難者の移送及び避難施設の設営に関すること
保健医療局	1 医療に関すること 2 地方独立行政法人東京都立病院機構に関すること 3 前各号に掲げるもののほか、保健衛生、救助及び保護に関すること（他に属するものを除く）
産業労働局	1 救助物資の確保準備に関すること 2 中小企業及び農林漁業の地震防災応急対策に関すること
中央卸売市場	生鮮食料品等の確保に関すること
建設局 （南多摩東部建設事務所・西部公園緑地事務所）	1 河川の保全に関すること 2 砂防及び防災施設の保全に関すること 3 道路及び橋りょうの整備、保全に関すること 4 水防に関すること 5 河川における貯木及び流木対策に関すること 6 公園の保全に関すること
港湾局	1 港湾施設、海岸保全施設、都営漁港及び都営空港の保全及び復旧に関すること 2 輸送経路を確保するための航路、泊地及び臨港道路の障害物の除去に関すること 3 輸送拠点となる岸壁、野積み場等の確保及び在港船舶の整理に関すること 4 輸送手段を確保するための船舶及びヘリコプター等の調達に関すること 5 港湾及び都営漁港における流出油の防除に関すること
会計管理局	地震防災応急対策等に必要な現金・物品の出納及び保管に関すること
交通局	1 都営交通施設の保全に関すること 2 電車、地下高速電車、日暮里・舎人ライナー及びバスによる輸送の協力に関すること
水道局	水道施設の保全に関すること
下水道局	下水道施設の保全に関すること
教育庁	1 被災児童及び生徒の救護並びに応急教育に関すること 2 被災児童及び生徒の学用品の共有に関すること 3 文教施設の点検、整備及び復旧に関すること 4 避難施設の開設及び管理運営に対する協力に関すること
選挙管理委員会事務局 人事委員会事務局 監査事務局 労働委員会事務局 収用委員会事務局	他の局の応援に関すること
警視庁 第九方面本部 町田警察署 南大沢警察署	1 避難誘導に関すること 2 警備情報に関すること 3 交通の規制に関すること 4 前各号に掲げるもののほか、公安に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
東京消防庁	1 火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること
第九消防方面本部	2 救急及び救助に関すること
町田消防署	3 危険物等の措置に関すること
	4 前各号に掲げるもののほか、消防に関すること

### 第3 その他の防災機関

その他の防災機関の活動体制は、「第1章 第2節 防災関係機関の業務大綱及び市民・事業所の責務」の定めるところによる。

## 第4節 東海地震に関連する調査情報・注意情報の発表から警戒宣言が発せられるまでの対応措置

東海地震に関連する調査情報及び注意情報は、観測データの変化から段階的に気象庁から発表される。本節では、これらの情報に応じて実施すべき措置について定める。

ただし、地震の前兆現象が捉えられないまま、突発的に発生する可能性があることも念頭において行動する。

### 第1 基本的考え方

町田市では、警戒宣言が発せられたときには、市災害対策本部を設置し、広報活動やその他必要な対応を行い、社会的混乱と地震に備えての防災措置の周知に努める。また、各防災機関も東海地震の発生に備えた対応態勢をとり、被害軽減のための事前措置を実施する。

表一 東海地震に関連する情報と主な防災対応

情報名	発表基準	主な防災対応
東海地震予知情報 [カラーレベル 赤]	東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合	「警戒宣言」に伴って発表。 警戒宣言が発せられると ○ 地震災害警戒本部が設置される ○ 津波や崖崩れの危険地域からの住民避難や交通規制の実施、百貨店等の営業中止 などの対策が実施される。
東海地震注意情報 [カラーレベル 黄]	観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合	東海地震に対処するため、以下のような防災の「準備行動」がとられる。 ○ 必要に応じ、児童・生徒の帰宅等の安全確保対策が行われる。 ○ 救助部隊、救急部隊、消火部隊、医療関係者等の派遣準備が行われる。
東海地震に関連する調査情報 [カラーレベル 青]	臨時 観測データに通常とは異なる変化が観測され、その変化の原因についての調査を行った場合	防災対応は特になし。 市や国等では情報収集連絡体制がとられる。
	定例 毎月の定例の「判定会」で調査が行われ、「東海地震」に直ちに結びつくような変化が観測されていないと判断された場合	防災対応は特になし。

各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表される。

## 第2 東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時の対応

### 1 活動内容及び配備態勢

東海地震に関連する調査情報（臨時）（以下、「調査情報」という）は、東海地域における地震観測データに異常がみられる段階で発表されるものであり、各防災機関は、平常時の活動を継続しながら、情報の内容に応じて連絡要員の確保など必要な体制を維持する。

東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合の配備態勢

情報名	情報内容	配備体制
東海地震に関連する調査情報（臨時） [カラーレベル 青]	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況が発表される。 情報発表後、東海地震発生のおそれなくなると判断された場合は、その旨が発表される。	警戒配備態勢 (連絡要員を確保する態勢)

### 2 調査情報の伝達

調査情報の発表は、都（総務局総合防災部）から市（防災安全部）に伝達されるほか、報道機関を通じて報道される。市は、調査情報の発表を覚知したときは、以下に示す情報伝達体制により、直ちに各課及び各出先事務所に情報を伝達するとともに、市教育委員会を通じて、学校長に情報を伝達する（東海地震-18 東海地震に関連する情報の連絡伝達系統図参照）。

なお、休日夜間等の勤務時間外における情報伝達は、都夜間防災連絡室を通じて行われる。

#### (1) 伝達体制

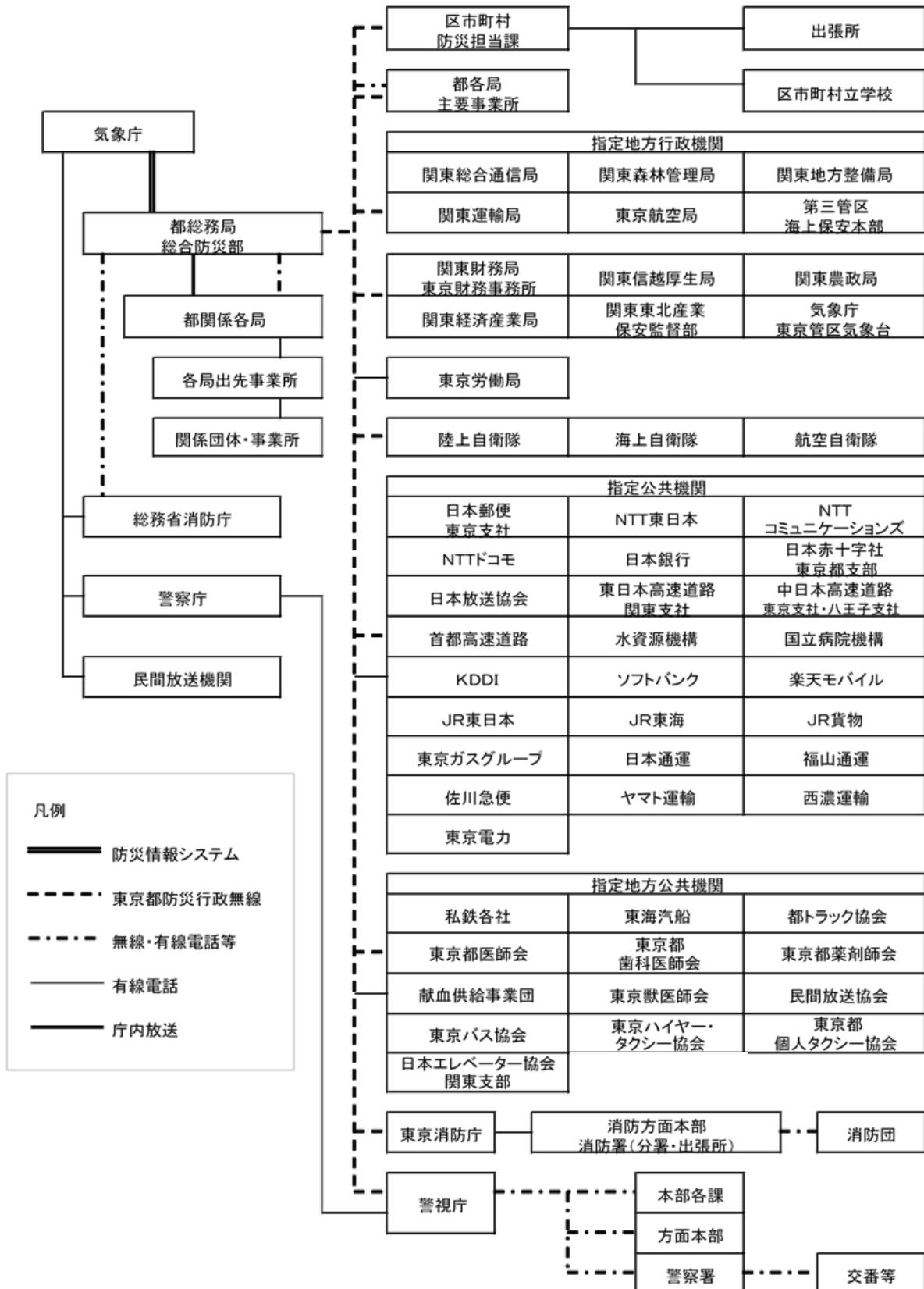
- ① 防災安全部長（不在の場合は防災安全部防災課長）は、都（総務局総合防災部または都夜間防災連絡室）より調査情報の発表に関する連絡を受けた場合は、直ちに市長、副市長及び各対策部長へ伝達する。ただし、休日・夜間など勤務時間外については、宿直職員等により情報伝達を行う。
- ② 各対策部長は対策部内の副部長に伝達する。
- ③ 各対策部長及び副部長は、対策部内の班長・副班長及び出先事業所等へ伝達する。
- ④ 各班長・副班長は一般職員（全員）に伝達する。
- ⑤ 市民へは、原則として報道機関を通じて伝達するが、混乱防止のうえ特に必要と認められた場合は、市が適切な広報手段により情報の伝達を行う。ただし、この場合、報道開始後行うことを原則とする。
- ⑥ 各対策部は、特に伝達の必要と認められる機関、団体等に対しては、報道開始後に行う。

#### (2) 伝達事項

- ① 市各対策部及び関係防災機関は、調査情報の情報内容を伝達するほか、必要な活動態勢及び緊急措置をとることを合わせて伝達する。
- ② 調査情報の発表後、東海地震発生のおそれなくなると判断された旨が発表された場合には、その情報内容及び活動態勢及び緊急措置を解除するよう速やかに伝達する。

第9章 東海地震対策（警戒宣言に伴う対応措置）  
 第4節 東海地震に関連する調査情報・注意情報の発表から警戒宣言が発せられるまでの対応措置

<参考>東海地震に関連する情報の連絡伝達系統図



出典：東京都地域防災計画震災編

第4節 東海地震に関連する調査情報・注意情報の発表から警戒宣言が発せられるまでの対応措置

3 情報の収集活動

市及び防災関係機関は、調査情報の発表を覚知したときは、平常時の活動を継続しながら情報の監視を行う。また、夜間・休日において調査情報の発表を受けたときは、宿直職員等により必要な対応を行う。

4 調査情報に関する広報活動

調査情報の発表は、東海地域の地震観測データに異常データがあったことを知らせる段階の情報であり、緊急に対応措置をとるべきものではない。したがって、この時期の広報内容については、原則として、テレビ、ラジオ等の情報に注意する旨の広報を行う。

ただし、各現場で混乱発生の恐れが予想される場合は、防災安全部が情報を収集し、政策経営対策部（広報広聴班）は、関係機関（警察署、消防署等）と協力し、必要な情報等を住民に広報する。

5 混乱防止措置

調査情報の発表は、東海地域の地震観測データに異常データがあったことを知らせる段階の情報であり、緊急に対応措置をとるべきものではないが、市民の間に動揺が広がり混乱を招く可能性もある。したがって、各防災機関は、平常時の活動を継続しながら、必要に応じて混乱防止のための措置を講じる。

機 関	内 容
市	1 災害統括班は、各対策部及び各防災機関の協力を得て、混乱の有無を把握に努める。 2 政策経営対策部（広報広聴班）は、市内に混乱が生じている、あるいは混乱が生じる可能性があるかと判断される場合は、警察署及び防災関係機関と協力し、必要な広報を実施する。
警 察 署	防災情報の収集に努めるとともに、関係機関と連絡を密にし、混乱防止の広報及び発生が予想される交通混雑等警察事象に対応する措置をとる。
J R 東 日 本	旅客の安全と混乱防止のため次の措置をとる。 (1) 状況に応じて適切な放送を実施し、旅客の鎮静化に努める。 (2) 状況により、警察官の警備の応援を要請する。
東 急 電 鉄 小 田 急 電 鉄 京 王 電 鉄	1 従業員は、冷静に旅客の対応に努めるとともに、状況に応じ旅客にわかりやすい内容の表現で放送し、混乱を起こさぬように努める。 2 状況により早期に警察官の派遣を要請し、極力混乱を防止する。

第3 東海地震注意情報発表時の対応

1 活動内容及び配備態勢

東海地震注意情報（以下「注意情報」という）は、東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた段階で発表されるものである。本市は、東海地震対策強化地域に含まれていないが、東海地震が発生した場合、震度5弱から5強程度の揺れが予想されるため、各防災機関は、平常時の活動を継続しながら、情報の収集、地震災害対策の事前準備、市民等への広報及び混乱防止措置等を講じる。

第9章 東海地震対策（警戒宣言に伴う対応措置）

第4節 東海地震に関連する調査情報・注意情報の発表から警戒宣言が発せられるまでの対応措置

注意情報が発表された場合の市の配備態勢

情報名	情報内容	配備体制
東海地震 注意情報 [カラーレベル 黄]	東海地震の前兆現象が高まったと認められる場合に発表される。	震災第1 配備態勢 (担当職員の緊急参集及び情報の収集・連絡ができる態勢)

注意情報の発表から予知情報発表（警戒宣言）までの各防災機関の活動

機 関	内 容
市	<p>1 市本部の設置準備 市は、東海地震注意情報を受けた場合、直ちに緊急連絡体制をとるとともに、市本部の設置準備に入る。 なお、勤務時間外に判定会招集連絡報を受けた場合は、職員が参集するまでの間、宿直室（宿直職員）及び災害統括班において対応する。</p> <p>2 職員の参集 職員の参集は、<b>震災第1 配備態勢</b>とする。なお、動員伝達は、各対策部及び各部・局等で定める情報伝達経路により指示する。</p> <p>3 所掌事務 東海地震予知情報が発表され（警戒宣言が発せられ）、市本部が設置されるまでの間、または注意情報が解除されるまでの間、災害統括班が防災関係機関の協力を得て、次の所掌事務を行う。 (1) 東海地震注意情報の続報、その他防災上必要な情報の収集伝達 (2) 社会的混乱防止のための広報 (3) 都及び関係防災機関との連絡調整</p>
警 察 署	<p>注意情報の発表から予知情報が発表されるまで（警戒宣言が発せられるまで）の対応として、次の措置をとる。</p> <p>1 現場警備本部を設置し、管内の警備に当たる</p> <p>2 警備要員の招集（参集）及び部隊編成</p>
消 防 署	<p>東京消防庁において、震災態勢又は震災非常配備態勢が発令された場合は、次の措置をとる。</p> <p>1 震災態勢 (1) 情報収集体制を強化 (2) 震災対策資器材等の準備</p> <p>2 震災非常配備態勢 (1) 全職員非常招集 (2) 震災消防活動部隊の編成 (3) 救急医療情報の収集体制の強化 (4) 救助・救急資機材の準備 (5) 情報受信体制の強化 (6) 高所見張員の派遣 (7) 出火防止・初期消火等の広報の準備 (8) その他消防活動上必要な情報の収集</p>

第4節 東海地震に関連する調査情報・注意情報の発表から警戒宣言が発せられるまでの対応措置

機 関	内 容
消 防 団	注意情報が発表された場合、直ちに次の措置をとる。 1 所要消防団員の非常招集 2 震災消防活動部隊の編成 3 関係機関からの情報収集体制の確立 4 その他必要事項
自 衛 隊	東部方面隊は、速やかに非常勤務態勢に移行して、情報・指揮・通信の整備に着手し、警戒態勢を強化するとともに、第1普通科連隊については都庁に連絡班を派遣し連絡調整及び現況把握をする。 また、海・空自衛隊と密接な共同関係を保持し、三自衛隊一体の「地震防災派遣」を実施する。
J R 東 日 本	1 注意情報を受けたときは、対策本部を設置 2 地震防災対策に係る対策本部要員及び必要な要員を非常招集
東 急 電 鉄	1 事故・災害対策本部の設置準備に入る 2 要員を非常招集
小 田 急 電 鉄	1 鉄道部門では所属員の召集を必要と認めた場合、速やかに非常召集を行う。 2 所属員は、所属長の指示により出勤 3 総合対策本部の設置準備を行う。
京 王 電 鉄	1 注意情報の情報連絡を受けたときは、防災会議を開催し、情報の収集と災害対策本部の設置、警戒体制の種別決定、列車の運転方式その他事前対策を協議 2 要員を非常招集
N T T 東 日 本	東海地震に関連する調査情報が発せられた場合、平常時の活動を継続しつつ、当該情報に関する情報共有を行う。なお、情報の内容に応じ、連絡要員を確保する等、必要な措置を講じる。
その他の機関	注意情報が発表された場合、各防災機関は要員を非常招集し、待機態勢をとる。

2 注意情報の伝達

注意情報の発表は、都（総務局総合防災部）から市（防災安全部）に伝達されるほか、報道機関を通じて報道される。市は、注意情報の発表を覚知したときは、以下に示す情報伝達体制により、直ちに各部課及び各出先事務所に情報を伝達するとともに、市教育委員会を通じて、学校長に情報を伝達する（東海地震-17 東海地震に関連する情報の連絡伝達系統図参照）。

(1) 伝達体制

- ① 防災安全部長（不在の場合は防災安全部防災課長）は、都（総務局総合防災部または都夜間防災連絡室）より注意情報の発表に関する連絡報を受けた場合は、直ちに市長、副市長及び各対策部長へ伝達する。ただし、休日・夜間など勤務時間外については、宿直職員等により情報伝達を行う。
- ② 各対策部長は対策部内の副部長に伝達する。
- ③ 各対策部長及び副部長は、対策部内の班長・副班長及び出先事業所等へ伝達する。
- ④ 各班長・副班長は一般職員（全員）に伝達する。
- ⑤ 一般住民へは、原則として報道機関を通じて伝達するが、混乱防止のうえ特に必要と認められた場合は、市が適切な広報手段により情報の伝達を行う。ただし、この場合、報道開始後行うことを原則とする。
- ⑥ 各対策部は、特に伝達の必要と認められる機関、団体等に対しては、報道開始後に行う。

各防災機関における注意情報の伝達

機関	内容
市	都総務局から注意情報の連絡を受けたときは、直ちに各部課及び各出先事業所に伝達するとともに、市教育委員会を通じて、市立学校長に伝達する。 また、市内にある社会福祉施設に対しても、各所管課を通じて伝達する。
警視庁	都総務局又は警察庁から注意情報の通報を受けたときは、直ちに一斉通報、模写電報により全所属に伝達する。
東京消防庁	都総務局から注意情報の通報を受けたときは、直ちに一斉通報、消防無線及びその他の手段により、庁内各部課、消防方面本部、消防署（分署・所）及び消防団に伝達する。
その他の防災機関	都総務局から注意情報の通報を受けたときは、直ちに都内各部課及び出先機関に伝達するとともに、必要な関係機関、団体等に伝達する。

(2) 伝達事項

- ① 市各対策部及び関係防災機関は、注意情報の情報内容を伝達するほか、必要な活動態勢及び準備行動をとることを合わせて伝達する。
- ② 注意情報の解除が発表された場合には、その情報内容及び活動態勢及び緊急措置を解除するよう速やかに伝達する。

3 情報の収集活動

市及び防災関係機関は、注意情報の発表を覚知したときは、平常時の活動を継続しながら情報の監視を行う。また、夜間・休日において注意情報の発表を受けたときは、宿直職員等により必要な対応を行う。

4 注意情報に関する広報活動

注意情報は、前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表されるものであり、判定会がデータ分析を行っている時期である。このため、この時期の広報は、原則としてテレビ、ラジオ等により、住民の冷静な対応を呼び掛ける内容のものとなる。

なお、各現場で混乱発生の恐れが予想される場合は、災害統括班に連絡する。

災害統括班は、注意情報の発表に伴う混乱の発生又はその恐れが予想される場合は、関係機関（警察署、消防署）と協力し、必要な情報等を住民に広報する。

5 混乱防止措置

注意情報の発表により、種々の混乱発生が発生したとき、又は混乱が発生する恐れのあるときは、これらの混乱等を防止するため、各防災機関の対応は次の対応措置を講じる。

機 関	内 容
市	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 対応措置の内容                             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 各防災機関等が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施の推進</li> <li>(2) その他必要事項</li> </ol> </li> <li>2 対応機関                             <p>政策経営対策部（広報広聴班）が各対策部、各防災機関の協力を得て対処する。</p> </li> </ol>
警 察 署	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 情報の収集と広報活動                             <p>注意情報発表後は、関係機関等と連携協力して、ライフライン・駅等の状況、道路交通状況等混乱防止を図るための情報の収集に努めるとともに、都民等に対して注意情報が発表された場合の都民等のとるべき措置、運転者のとるべき措置等について、積極的な広報活動を行い、冷静に対応するよう呼び掛ける。</p> </li> <li>2 混乱の未然防止活動                             <p>駅、主要交差点等、混乱が発生する恐れがある施設・場所等に、必要な部隊を配備して混乱防止措置をとる。</p> </li> </ol>
J R 東 日 本	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 テレビ・ラジオ等の報道機関を通じ、列車の運転計画を報道する。</li> <li>2 各支社（首都圏本部・横浜・千葉・大宮・八王子）社員を派遣するなど、駅の客扱要員の増強を図る。</li> <li>3 旅客の安全と混乱防止のため、次の措置をとる。                             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 状況に応じて適切な放送を実施し、旅客の鎮静化に努める。</li> <li>(2) 階段止め、改札止め等の入場制限の実施と併せて、状況判断を早めに行って、旅客のう回誘導、一方通行等を実施する。</li> <li>(3) 状況により、警察官の警備の応援を要請する。</li> </ol> </li> </ol>
東 急 電 鉄	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 お知らせモニター、放送装置、ホームページ等を活用しお客さまに情報提供を行い、駅構内の混乱防止に努める。</li> <li>2 状況により改札規制及び入場制限等を実施する。</li> <li>3 状況により早期に警察官の派遣を要請し、極力混乱を防止する。</li> </ol>
小 田 急 電 鉄	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 旅客に対し正確な情報提供と旅客混乱防止に努め冷静に対応</li> <li>2 注意情報の発表後の運転計画等を案内するとともに、不要不急の旅行、出張等を控えるよう要請</li> <li>3 状況に応じ、早期に警察官の派遣を要請</li> </ol>
京 王 電 鉄	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 報道機関に対して、列車の運行状況等の情報提供等を行い、混雑緩和への協力要請を行う。</li> <li>2 旅客の安全確保を図るため、次の措置を行う。                             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 状況により本社員の応援動員を行う。</li> <li>(2) 各駅との連絡調整及び状況に応じた列車の運行調整を行う。</li> <li>(3) 放送、掲示等による案内や混雑状況に応じて改札規制等を実施する。</li> <li>(4) 駅構内営業の中止等、必要な措置を講じる。</li> </ol> </li> </ol>

第9章 東海地震対策（警戒宣言に伴う対応措置）

第4節 東海地震に関連する調査情報・注意情報の発表から警戒宣言が発せられるまでの対応措置

機 関	内 容
N T T 東 日 本	<p>国や地方公共団体から発出される指示及び各種情報を受け、また報道機関を通じて報道される地震予知に関する情報等を収集し、これを所定の経路により伝達して、通信の疎通確保、並びにそれぞれの地震防災応急対策に反映させる。</p> <p>(1) 情報収集と伝達                      (2) 通信の利用制限等の措置                      (3) 災害用伝言サービスの提供準備                      (4) 対策要員の確保及び広域応援                      (5) 災害時における災害対策用機器等の配備及び災害対策用資機材の確保                      (6) 通信建物、設備等の巡視と点検                      (7) 工事中の設備に対する安全措置                      (8) 社員の安全確保</p>
N T T コミュニケーションズ	<p>国、東京都等からの指示及び各種情報を受け、また報道機関を通じて報道される地震予知に関する情報等を収集し、通信の疎通確保、並びにそれぞれの地震防災応急対策に反映させる。</p> <p>(1) 情報収集と伝達                      (2) 重要通信の確保、通信の利用制限等の措置準備                      (3) 対策要員の確保                      (4) 災害時における災害対策用機器等の配備及び災害対策用資機材の確保                      (5) 通信建物、設備等の巡視と点検                      (6) 工事中の設備に対する安全措置                      (7) 社員の安全確保</p>
N T T ドコモ	<p>国、東京都、各市区町村及び指定地方行政機関から発出される指示及び各種情報を受け、また報道機関を通じて報道される地震予知に関する情報等を収集し、これを所定の経路により伝達して、通信の疎通確保及びそれぞれの地震防災応急対策に反映させる。</p>
K D D I	<p>指示の伝達及び報道機関からの各種情報を受け、通信の疎通確保のための所要の準備を行う。</p>
ソフトバンク	<p>国又は都から発出される指示及び各種情報を受け、また報道機関を通じて報道される地震予知に関する情報を収集し、これを所定の経路により伝達して、通信の疎通確保及びそれぞれの地震防災対策に反映させる。</p>
楽天モバイル	<p>国、東京都、各自治体及び関係機関から発出される指示及び各種情報、または報道機関を通じて報道される地震予知に関する情報を収集し、これを所定の経路により伝達して、通信の疎通確保及びそれぞれの地震防災対策に反映させる。</p>

## 第5節 警戒宣言時の対応措置

内閣総理大臣は、気象庁長官から東海地震の発生のおそれについて報告を受け、閣議を経て警戒宣言を発する。この時気象庁からは東海地震予知情報が発表される。また、内閣総理大臣は、強化地域に係る知事等に対して、各種の防災措置をとるべき旨を通知する。これを受けた知事等は、地震防災応急対策を実施することになっている。

都は、警戒宣言が発せられた場合、各種防災措置をとるとともに、警戒宣言に伴う社会的混乱の発生防止のため、的確な対応措置をとることとしており、市においても都に準じた対応をとることとする。

本節においては、警戒宣言が発せられた時から、地震が発生するまで又は、警戒解除宣言が発せられるまでの間取るべき対応措置について定める。

### 第1 活動態勢

#### 1 市の活動態勢

##### (1) 市本部の設置

市長は、警戒宣言が発せられ災害が発生する恐れがあると認められる場合は、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、市本部を設置する。

##### (2) 市本部の設置場所

市本部は、災害対策本部室に置く。

##### (3) 本部の組織

本部の組織は、災害対策基本法、町田市災害対策本部条例（1963年（昭和38年）条例第23号）、同施行規則（1964年（昭和39年）規則第13号）の定めるところによるが、その概要は第3章第1節「応急活動体制の確立」中の町田市災害対策本部の組織図のとおりである。

#### 2 市の業務の対応及び措置

##### (1) 本部の所掌事務

- |   |                         |
|---|-------------------------|
| ア | 警戒宣言、地震予知情報及び各種情報の収集、伝達 |
| イ | 社会的混乱の発生防止及び混乱回避策等の決定   |
| ウ | 防災関係機関との連絡調整            |
| エ | 生活物資等の動向及び調達準備態勢の決定     |
| オ | 住民への情報提供                |

##### (2) 配備態勢

本部の非常配備態勢は、第3章第1節「応急活動体制の確立」で定める震災第2配備態勢とする。

#### 3 防災機関等の活動態勢

(1) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、警戒宣言が発せられた場合、市地域防災計画の定めるところにより防災対策を実施する。また、市が実施する防災対策が円滑に行われるように、その所掌事務について適切な措置をとる。

(2) 指定地方行政機関は上記(1)の責務を遂行するために必要な組織及び防災対策に従事する職員の配置及び服務の基準をあらかじめ定めておく。

第9章 東海地震対策（警戒宣言に伴う対応措置）  
第5節 警戒宣言時の対応措置

- (3) 市内の各関係機関又は防災上重要な施設の管理者は、本計画の定めるところにより、防災対策を実施するとともに、市が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その業務について市に協力する。

#### 4 相互協力

警戒宣言時等において単一の防災機関のみでは防災活動が十分行われない場合もあるので、各防災機関は、平常時から関係機関と十分協議し、社会的混乱を防止するための相互協力体制を確立しておく。

##### (1) 防災機関への応援要請

市は都に対し、応急措置の実施を要請し、若しくは応援を求めようとするとき、又は他の防災機関等の応援のあっ旋を依頼しようとするときは、東京都総務局（総合防災部防災対策課）に対し、次に掲げる事項について、口頭又は電話をもって要請し、後日改めて文書により処理する。

- |   |                            |
|---|----------------------------|
| ア | 応援を求める理由（あっ旋を求める理由）        |
| イ | 応援を希望する機関名（応援のあっ旋を求めるときのみ） |
| ウ | 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 |
| エ | 応援を必要とする日時、場所              |
| オ | 応援を必要とする活動内容               |
| カ | その他必要な事項                   |



第9章 東海地震対策（警戒宣言に伴う対応措置）  
 第5節 警戒宣言時の対応措置

(2) 伝達態勢

① 市各対策部

機 関 名	内 容
災害統括班	<p>1 災害統括班は、警戒宣言及び地震予知情報等について東京都総務局から通知を受けた時は、直ちに有線電話（内線電話含む）、庁内放送等の手段により、市長、副市長並びに各対策部へ伝達する。一般市民への伝達は、防災行政無線、広報車、看板等の掲示により行う。また、各市民センター等の窓口においても掲示等で行う。</p> <p>2 勤務時間外における伝達態勢は、東京都夜間対策本部を通じて行われる。この場合、宿直、防災安全部防災課長、防災安全部長の順に伝達し、防災安全部長は市長、副市長及び各対策部長へ伝達する。</p>
政策経営 対策部	警戒宣言及び地震予知情報等について、災害統括班から通報を受けた時は、直ちに部の体制を整える。
総務対策部	警戒宣言及び地震予知情報等について、災害統括班から通報を受けた時は、直ちに部の体制を整える。
財務対策部	警戒宣言及び地震予知情報等について、災害統括班から通報を受けた時は、直ちに部の体制を整えるとともに、窓口掲示等により一般市民に警戒宣言が発せられた旨を伝達する。
市民対策部	警戒宣言及び地震予知情報等について、災害統括班から通報を受けた時は、直ちに部の体制を整えるとともに、出先機関へ伝達する。また、窓口掲示等により一般市民に警戒宣言が発せられた旨を伝達する。
文化スポーツ 振興対策部	警戒宣言及び地震予知情報等について、災害統括班から通報を受けた時は、直ちに部の体制を整えるとともに、所管施設へ伝達する。また、窓口掲示等により一般市民に警戒宣言が発せられた旨を伝達する。
福祉対策部	警戒宣言及び地震予知情報等について、災害統括班から通報を受けた時は、直ちに部の体制を整えるとともに、社会福祉施設等へ伝達する。また、窓口掲示等により一般市民に警戒宣言が発せられた旨を伝達する。
健康対策部	警戒宣言及び地震予知情報等について、災害統括班から通報を受けた時は、直ちに部の体制を整えるとともに、社会福祉施設等へ伝達する。また、医療救護体制の万全を図るため、市医師会、市歯科医師会等へ警戒宣言が発せられた旨を伝達する。
子ども生活 対策部	警戒宣言及び地震予知情報等について、災害統括班から通報を受けた時は、直ちに部の体制を整えるとともに、市立保育園等へ伝達する。また、窓口掲示等により一般市民に警戒宣言が発せられた旨を伝達する。
経済観光 対策部	警戒宣言及び地震予知情報について、災害統括班から通報を受けた時は、直ちに部の体制を整えるとともに、窓口掲示等により、一般市民に警戒宣言が発せられた旨を伝達する。また、市商工会議所、農業団体等へ警戒宣言が発せられた旨を伝達する。
環境資源 対策部	警戒宣言及び地震予知情報について、災害統括班から通報を受けた時は、直ちに部の体制を整えるとともに、窓口掲示等により、一般市民に警戒宣言が発せられた旨を伝達する。また施設利用者及び施設見学者に対しては庁内放送等で伝達する。

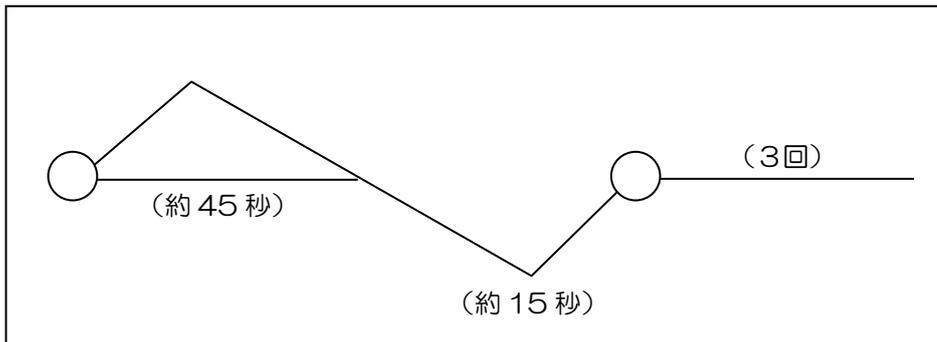
第9章 東海地震対策（警戒宣言に伴う対応措置）  
第5節 警戒宣言時の対応措置

機 関 名	内 容
道路対策部	警戒宣言及び地震予知情報について、災害統括班から通報を受けた時は、直ちに部の体制を整えるとともに、窓口掲示等により一般市民に警戒宣言が発せられた旨を伝達する。また、災害対策の万全を図るため、町田市建設業協会へ警戒宣言が発せられた旨を伝達する。
都市づくり対策部	警戒宣言及び地震予知情報について、災害統括班から通報を受けた時は、直ちに部の体制を整えるとともに、窓口掲示等により一般市民に警戒宣言が発せられた旨を伝達する。
下水道対策部	警戒宣言及び地震予知情報について、災害統括班から通報を受けた時は、直ちに部の体制を整えるとともに、各処理場へ伝達する。また、窓口掲示等により一般市民に警戒宣言が発せられた旨を伝達し、施設利用者（ホール）及び施設見学者に対しては、庁内放送で伝達する。
出納対策部	警戒宣言及び地震予知情報について、災害統括班から通報を受けた時は、直ちに部の体制を整えるとともに、窓口掲示等により一般市民に警戒宣言が発せられた旨を伝達する。
学校教育対策部	警戒宣言及び地震予知情報について、災害統括班から通報を受けた時は、直ちに部の体制を整えるとともに、市立小中学校へ伝達する。また、教育委員会窓口等で掲示及び看板等により一般市民に警戒宣言が発せられた旨を伝達する。
生涯学習対策部	警戒宣言及び地震予知情報について、災害統括班から通報を受けた時は、直ちに部の体制を整えるとともに、社会教育施設等へ伝達する。また、社会教育施設等で掲示及び看板等により一般市民に警戒宣言が発せられた旨を伝達する。また施設利用者に対しては庁内放送等で伝達する。
病院対策部	警戒宣言及び地震予知情報について、災害統括班から通報を受けた時は、直ちに部の体制を整えるとともに、市民病院の窓口等への掲示及び看板等により、一般市民に警戒宣言が発せられた旨を伝達する。

② 防災機関

機 関 名	内 容
警 察 署	パトカー等所有車両のサイレン吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発せられたことを住民に伝達する。
消 防 署	市に協力し、消防車等所有車両のサイレン吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発せられたことを市民に伝達する。
消 防 団	警戒宣言及び地震予知情報等について、災害統括班及び消防署から通報を受けた時は、直ちに消防車両等のサイレン吹鳴による防災信号により一般市民に警戒宣言が発せられた旨を伝達する。
そ の 他 の 防 災 機 関	都総務局又は市から警戒宣言及び地震予知情報等について、通報を受けた時は直ちに部内各部課内及び出先機関に伝達するとともに、特に所管業務上伝達が必要な関係機関、団体、事業者及び施設利用者へ周知する。

③ 防災信号（サイレン）の吹鳴パターン



※備考 市内の吹鳴回数は3回とする。

(3) 伝達事項

警戒宣言が発せられた際、伝達する事項は次のとおりとする。

- ① 警戒宣言の内容
- ② 市での予想震度
- ③ 防災対策の実施の徹底
- ④ その他特に必要な事項

2 警戒宣言時の広報

警戒宣言が発せられた場合、様々な社会的混乱、例えば駅や道路での帰宅ラッシュ、電話の輻輳などの混乱も考えられる。

これらに対処するため、テレビ、ラジオ、インターネット、ソーシャルメディア等の媒体を活用した広報活動を実施する。

(1) 広報

① 市における広報

市は警戒宣言が発せられたとき、都及び防災機関と密接な連絡のもとに次の事項を中心に広報活動を行う。なお、特に重要な広報はあらかじめ定めておく。

ア 広報項目

- a 警戒宣言の内容の周知徹底
- b 地域に密着した各種情報の提供と的確かつ冷静な対応の呼びかけ
- c 防災措置の呼びかけ
  - ・火の注意
  - ・水のくみおき
  - ・家具の転倒・落下・移動防止等
  - ・非常持ち出し品の確認
  - ・近隣の協力体制
  - ・災害用トイレの備え
- d 避難が必要な地域住民に対する避難の呼びかけ
- e 混乱防止のための対応措置
  - (a) 帰宅ラッシュに伴う駅等の混乱防止のための広報
    - ・列車の運行状況
    - ・駅等の混乱状況
    - ・時差退社の呼びかけ等
  - (b) 道路交通の混乱防止のための広報
    - ・道路の渋滞状況
    - ・交通規制の実施状況
    - ・自動車利用の自粛要請等
  - (c) 電話の異常輻輳による混乱防止のための広報

- ・回線の輻輳状況 ・規制措置の実施状況 ・電話利用の自粛要請等
- (d) 買い急ぎなどによる混乱防止のための広報
  - ・スーパーマーケット、百貨店等の営業状況
  - ・物資の流通状況
  - ・買い急ぎをする必要がないこと 等
- (e) 預貯金引出しなどによる混乱防止のための広報
  - ・金融機関の営業状況 ・急いで引出しをする必要のないこと等

イ 広報実施方法

防災行政無線、市及び各防災関係機関の広報車並びに自主防災組織等を通じて広報活動を行う。

② 都の広報

都においては、都の提供番組（テレビ、ラジオ）やインターネット、SNS等を最大限に活用して広報活動を行う。

また、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関の協力を得て、情報の提供や呼びかけを適宜実施する。

③ 防災機関の広報

ア 広報項目

住民及び施設利用者に対する広報項目は、市で行う広報と同様とする。その主なものは、次のとおりとする。

- a 住民及び施設利用者に対する警戒宣言内容の周知徹底
- b 各防災機関の措置状況並びに住民及び施設利用者に対する協力要請

イ 広報の実施方法

- a 各機関は広報責任者、従業員、顧客、住民等に対する情報伝達を具体的に定めておく。
- b この場合、従業員、顧客等の動揺、混乱を防止することに特に留意し、施設等の実態にあった伝達方法を工夫する。
- c 顧客等への伝達は、反復継続して行う。
- d 広報文はあらかじめ定めておく。

(2) 報道機関への発表

警戒宣言時において、住民、事業所等が社会的混乱の防止と地震に備えての措置が実施できることを目的として報道機関に対して、各種情報の提供を行う。この場合、災害統括班が窓口となり、都及び防災関係機関との連絡を密にし実施する。

この他、東京都地震災害警戒本部、警視庁、東京消防庁、その他各種防災機関に対し各種情報の提供が行われる。

(3) 放送要請

警戒宣言時において、住民の生命・身体・財産を災害から保護するため、住民及び関係機関に対し、緊急情報、緊急指示等を伝達する必要性が生じ、かつ通信手段も十分できない場合は、都を通じ放送機関に放送要請する。

### 第3 消防・危険物対策

#### 1 消防対策

##### (1) 活動体制

警戒宣言時は、注意情報発表時から引き続き震災態勢又は震災非常配備態勢下にあり、次の対策をとる。

##### ① 震災態勢

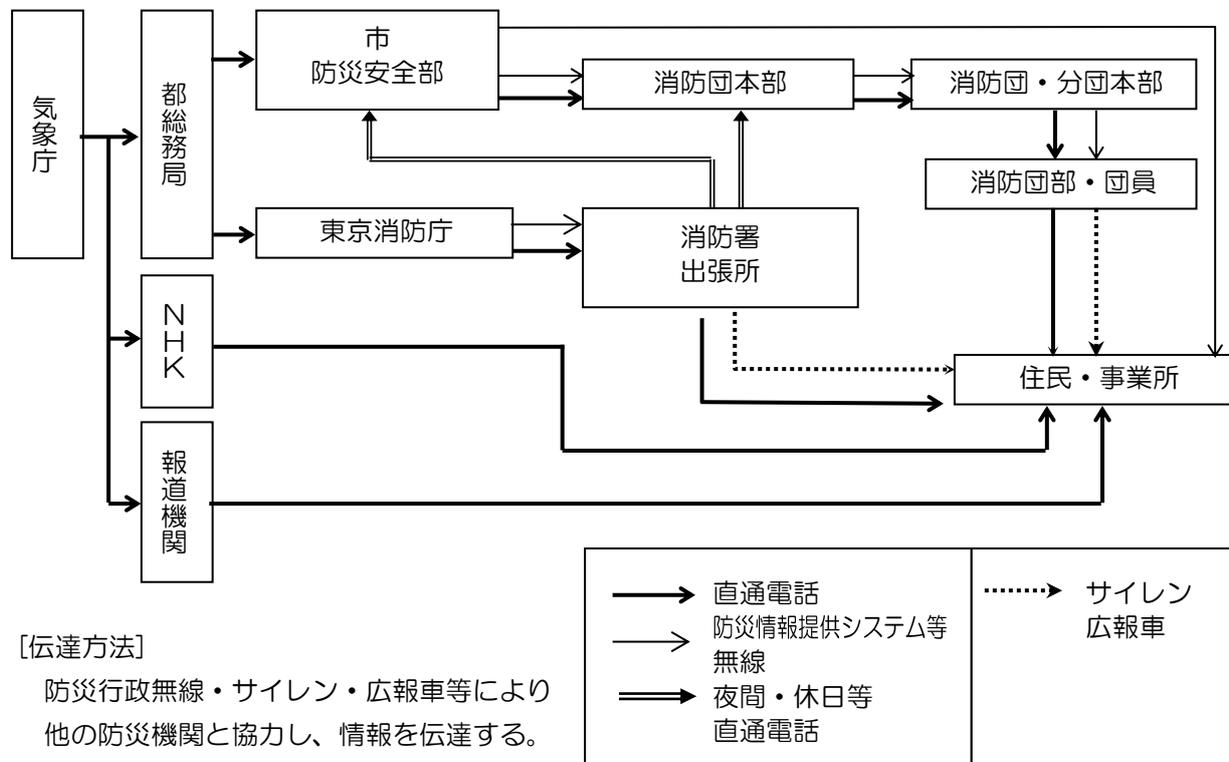
- ・ 情報収集体制の強化
- ・ 震災対策資器材の準備

##### ② 震災非常配備態勢

- ・ 全消防職員及び全消防団員の非常招集
- ・ 消防部隊の編成
- ・ 関係防災機関への職員の派遣
- ・ 救急医療情報の収集体制の強化
- ・ 救助・救急資器材の強化
- ・ 情報受信体制の強化
- ・ 高所見張員の派遣
- ・ 出火防止、初期消火等の広報の実施
- ・ その他消防活動上必要な情報の収集

##### (2) 情報連絡体制の確立

東海地震に関連する情報等の伝達ルート



(3) 住民（事業所）に対する呼びかけ

対象	事項	内容
市民	情報の把握	テレビ、ラジオや消防署、警察署、市区町村からの情報に注意
	出火防止	火気器具類の使用の制限、周囲の整理・整とんの確認及び危険物類の安全確認
	初期消火	消火器、消火用水等の確認
	危害防止	1 家具類、ガラス等の安全確保 2 ブロック塀、門柱、看板等の倒壊、落下防止措置
事業所		警戒宣言時は、事業所に対して、事業所間における通信連絡手段を活用し、消防計画等にあらかじめ定められている警戒宣言発令時の対応措置に基づき、速やかに対応を図るよう呼び掛けを行う。

2 危険物対策

(1) 石油类等危険物の取扱い施設

機関	内容
消防署	危険物施設に対する指導に基づく防災措置を実施させるほか、次の措置を実施するよう指導する。 1 操業の制限、停止 2 流出拡散防止等、資器材の点検配置 3 緊急しゃ断装置の点検確認 4 火気使用の制限又は禁止 5 消火設備等の点検確認
市下水道対策部	警戒宣言が発せられた場合、部長の指示に従い下記の措置をとる。 1 関連の作業の中止及び火気厳禁等の指令 2 焼却炉を停止し、貯蔵タンク、サービスタンク等の元バルブを閉める。また、タンクローリー貯蔵タンクへの移送中の場合は即時中止する。

(2) 火薬類取扱い施設

機関	内容
都環境局	(一社)東京都火薬類保安協会等の関係保安団体に対し、次の事項について、火薬類保管施設を有する各会員が確実に実施するよう要請する。 1 警戒宣言時の伝達 2 事故発生時に準じた保安要員の確保 3 保安用品及び保安装置の再点検等 4 その他特に必要な事項
関東経済産業局	火薬類の保安を確保するため、火薬類を取扱う事業所に対して、法令等に定めるところにより地震防災対策を講ずるよう、十分に監督及び指導を行うとともに、その実施状況の把握に努める。
関東東北産業保安監督部	火薬類を取扱う事業所に対して火薬類保管の安全指導、出火防止措置の指導を実施する。

第9章 東海地震対策（警戒宣言に伴う対応措置）  
 第5節 警戒宣言時の対応措置

(3) 高圧ガス等取扱い施設

機 関	内 容
市 災 害 統 括 班	<p>東京都LPガス協会、日本瓦斯、アストモスリテイリング等に対し、下記事項について各事業所が確実に実施するよう要請する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 警戒宣言等の伝達</li> <li>2 自衛保安組織の確認による防災要員の確保</li> <li>3 保安上必要な施設及び設備の点検整備</li> <li>4 地震による被害の防止及び軽減措置</li> </ol>
市下水道対策部 市環境資源対策部 市病院対策部 (市民病院)	<p>高圧ガスボンベ（酸素、窒素、水素、アセチレン、ヘリウムガスボンベ）使用中の高圧ガスボンベについては、直ちに使用を中止して、元バルブを確実に閉鎖し、高圧ガスボンベ等の安全確認を行い、以下の措置を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ガス漏洩、転倒の防止等</li> <li>2 貯蔵庫内の火気厳禁</li> </ol>

(4) 化学薬品等取扱い施設

機 関	内 容
消 防 署	<p>学校、病院、研究所等の事業所に対して消防計画による対応を図るよう指導する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 転倒、落下、流出拡散防止等の措置</li> <li>2 引火又は混合混触等による出火防止措置</li> <li>3 化学薬品の取扱いの中止又は制限</li> <li>4 火気使用の中止又は制限</li> <li>5 消火用設備等の点検、確認</li> </ol>
市学校教育対策部	<p>理科室、家庭科室、図工室、技術室等における化学薬品等の安全確認を行い以下の措置をとる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 転倒、落下、流出拡散防止等の措置</li> <li>2 引火又は混合混触等による出火防止措置</li> </ol>
市下水道対策部 市環境資源対策部 市病院対策部 (市民病院)	<p>化学薬品等の安全確認を行い以下の措置をとる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 転倒、落下、流出拡散防止等の措置</li> <li>2 引火又は混合混触等による出火防止措置</li> </ol>

(5) 毒劇物取扱い施設

機 関	内 容
市健康対策部	<p>次の各項の実施について指導、緊急指示を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 貯蔵施設等の緊急点検</li> <li>2 監視の実施</li> <li>3 充填作業、移し替え作業等の停止</li> <li>4 落下、転倒等による施設の損壊防止のため特に必要がある応急的保安措置</li> </ol>
市病院対策部 (市民病院)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 発火性、引火性、薬品等危険物の安全措置の実施</li> <li>2 警戒宣言及び地震予知情報等の収集及び伝達</li> </ol>
市下水道対策部 市環境資源対策部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 貯蔵施設等の緊急点検</li> <li>2 充填作業、移し替え作業等の停止</li> <li>3 落下、転倒等による施設の損壊防止のため特に必要がある応急的保安措置</li> <li>4 ポンプを停止し、貯蔵タンクの元バルブや、関連のバルブを閉じる。</li> <li>5 分析等の業務を中止し、転倒、落下、流出拡散防止を図り、引火又は混合混触等による出火防止の措置を実施する。</li> </ol>

(6) 放射性物質取扱い施設

機 関	内 容
都保健医療局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ RIの管理測定班の編成 都内のRI使用医療機関で被害が発生した場合、人身の被害を最小限に止めるための活動を行うRI管理測定班設置事業所に対して、班員等の招集、装備器材の点検等について指示を行い必要に応じ直ちに出勤できる体制を整える。</li> <li>○ RI使用医療機関に対する指導               <ul style="list-style-type: none"> <li>1 使用施設、貯蔵施設、保管廃棄施設、放射線治療病室等の安全点検と補修</li> <li>2 RI使用状況の把握</li> <li>3 未使用RI及び使用済RIの保安確認</li> <li>4 RI治療患者の管理体制の徹底周知</li> <li>5地震予知関連情報の収集</li> </ul> </li> </ul>
市病院対策部 (市民病院)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 RIの安全措置の実施</li> <li>2 警戒宣言及び地震予知情報等の収集及び伝達</li> </ul>

※ RI ラジオアイソトープ：放射性同位元素

(7) 危険物輸送

機 関	内 容
警 察 署	<p>警戒宣言が発せられた場合、危険物に対する被害発生を防止するため、次の対策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 危険物取扱業者に対する製造、取扱い及び運搬の抑制についての協力要請</li> <li>2 危険物及び保管施設に対する警戒強化</li> </ul>
消 防 署	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 出荷、受入れを制限するか又は停止させる。</li> <li>2 輸送途上における遵守事項を徹底させる。</li> </ul>
J R 貨 物	<p>警戒宣言・地震予知情報が発せられた際は、列車の運転規制等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 火薬類 輸送状況を確認し必要に応じて関係各所へ連絡</li> <li>2 その他の危険物 積載情報を確認し必要に応じて関係各所へ連絡</li> </ul>

## 第4 警備・交通対策

### 1 警備対策

機 関	内 容
警 察 署	1 警備部隊の編成 緊急又は重要業務の処理に必要な最小限度の要員を除いた全員をもって部隊を編成する。 2 警備部隊の配備 混乱の恐れがある駅、交差点等の対策として、次の要点箇所にあらかじめ部隊を配備する。 (1) 第1次要点配備 ① 雑踏混乱対策配備箇所 ア 小田急電鉄町田駅 イ JR町田駅 ウ 町田駅中心市街地域 ② 都県境交通規制配備箇所 町田街道及び行政道路主要交差点（神奈川県方面に向かう車両の流出規制） (2) 第2次要点配備 状況によって他の要所に逐次、第2次要点配備を行い、警備活動を実施する。 3 混乱防止活動 日常業務の処理のほか、次の点に重点を置き、住民に不安を与える事案及び混乱等を初期段階で防止する。 (1) 管内の実態把握に努める。 (2) 正確な情報の収集及び伝達を図り、住民の不安を解消する。 (3) 不法事案の予防及び取締りを実施する。

### 2 交通対策

#### (1) 道路交通対策

警戒宣言時における道路交通の混乱と交通事故の発生を防止し、関係防災機関等が実施する緊急輸送の円滑化を図るとともに、地震が発生した場合の交通対策を迅速に行うため、次の措置をとる。

基 本 的 方 針	1 市内の車両の走行はできる限り抑制する。 2 強化地域方向へ向かう車両の走行はできる限り制限する。 3 非強化地域方向から流入する車両の走行はできる限り抑制する。 4 緊急輸送路及び避難路については、優先的にその機能の確保を図る。
-----------------------	---

#### ① 交通対策部等の設置

注意情報の発表以後、交通管制センター内に交通対策連絡室を開設するほか、警戒宣言が発せられると同時に、これを交通対策本部に切り替えて総合的指揮体制をとる。

② 運転者等のとるべき措置

運転者等のとるべき措置を次のとおり定め、広く周知徹底を図る。

ア 走行中の車両

- a 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、慌てることなく低速度で走行する。
- b カーラジオ等で地震情報・交通情報等を継続して聴取し、その情報に応じて行動する。
- c 目的地まで走行したら、以後は車両を使用しない。
- d バス、タクシー及び市民生活上走行が必要とされる車両は、あらかじめ定められた計画等に従って安全な方法で走行する。
- e 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかにとる。
- f 現場警察官等の指示に従う。

イ 駐車中の車両

- a 路外の駐車中の車両は、警戒宣言が発せられた後はできる限り使用しない。
- b 路上に駐車中の車両は、速やかに駐車場、空地などに移動する。やむを得ずそのまま路上に継続して駐車するときは、道路の左側に寄せエンジンを切る。なお、エンジンキーはつけたままにして窓を閉め、ドアはロックしない。
- c 市内では、警戒宣言が発せられても原則として避難する必要はないが、万一避難を要する場合でも車両は使用しない。

ウ 警戒宣言時の交通規制及び処理要領

- a 神奈川県方面に向かう車両の抑制制限は次の地点において行う。  

町田街道及び行政道路主要交差点
-----------------
- b 神奈川県境から流入する車両は、混乱の生じない限り規制しない。
- c 緊急輸送路である「国道16号」の通行確保に努める。
- d 「東名高速道路」の規制は、神奈川県警察と行う連携を密にし、横浜町田インターチェンジ付近の混雑緩和に努める。
- e 交通状況の変化に応じ、又は本部命令により規制の変更・追加等を的確に行い混雑と事故防止対策をとる。

3 道路管理者がとるべき措置

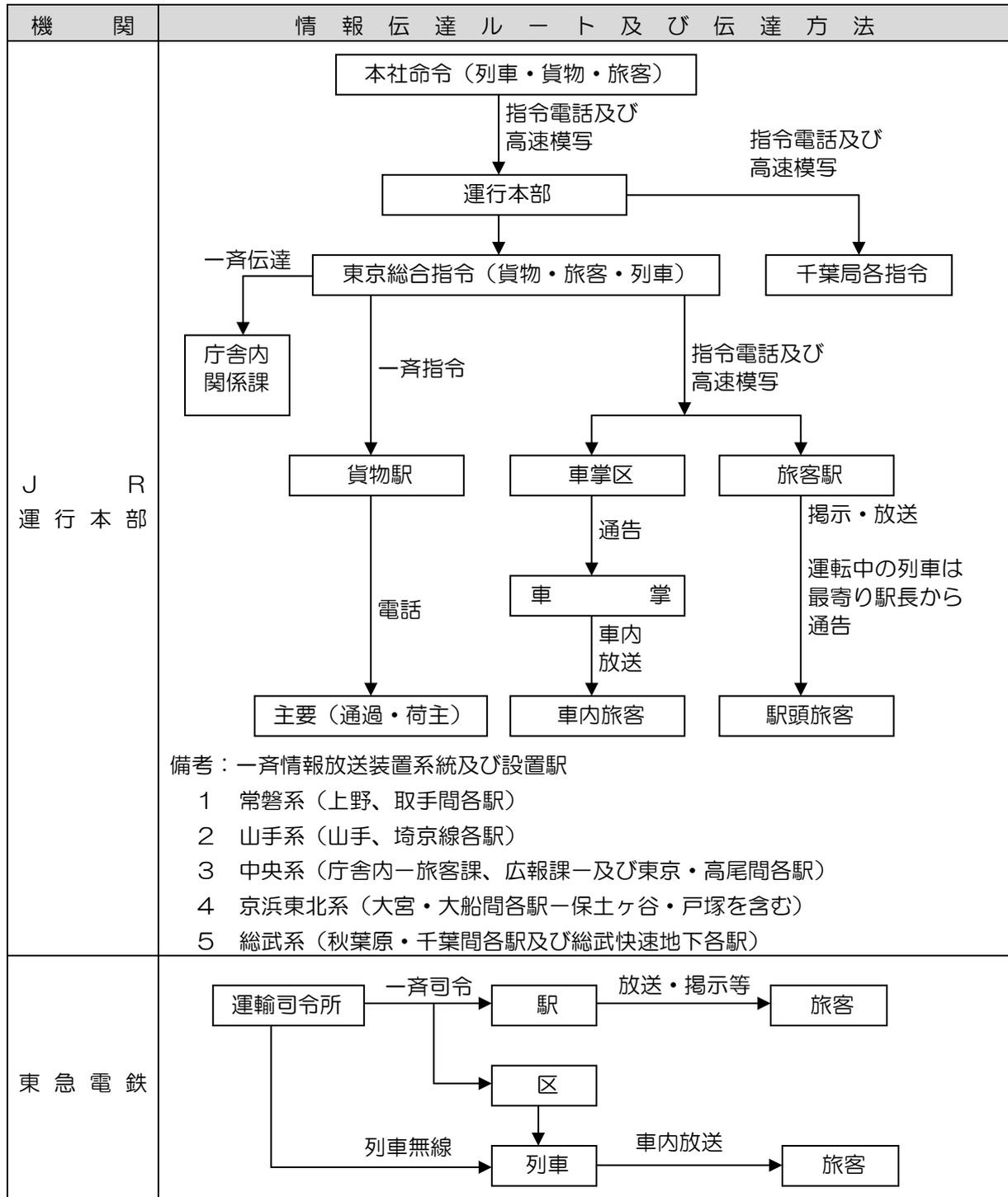
機 関	内 容
南多摩東部 建設事務所	1 危険箇所の点検 警戒宣言が発せられた際には、避難道路、緊急啓開道路を重点に、地震発災時に交通の障害となる恐れのある道路の損傷等について、緊急特別点検を実施する。 2 工事中の道路についての安全対策 緊急時に即応できるように、原則として工事を中止し、安全対策を確立し緊急車両等の円滑な運行の確保を図る。
市道路対策部	1 危険箇所の点検 警戒宣言が発せられた際には、緊急啓開道路等を重点に、地震発生時に交通の障害となる恐れのある道路の損傷等について、緊急特別点検を実施する。また、急傾斜地、軟弱地盤等で崩壊の恐れのある箇所についても同様とする。 2 工事中の道路についての安全対策 緊急時に即応できるように、原則として工事を中止し、埋戻し等可能な限り行い、安全対策に万全を期して緊急車両等の円滑な運行の確保を図る。

## 第5 公共輸送対策

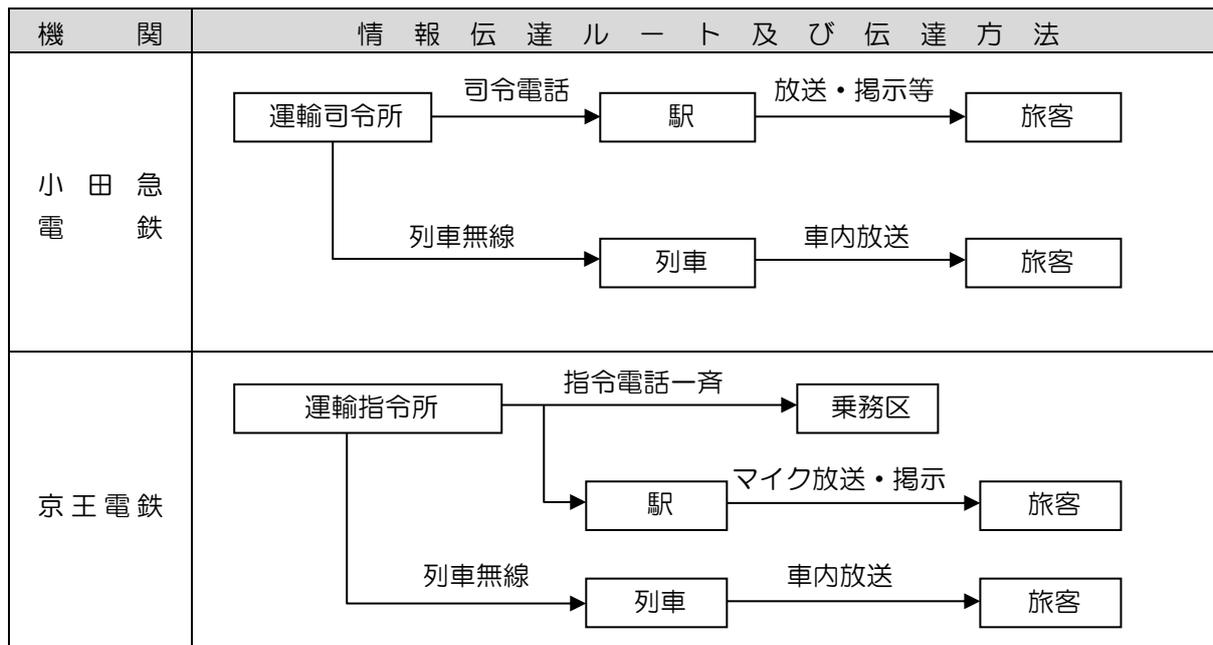
### 1 鉄道対策

#### (1) 情報伝達

警戒宣言及び地震予知情報が出された際は、次の方法及びルートで列車及び駅並びに乗客等に伝達する。



第9章 東海地震対策（警戒宣言に伴う対応措置）  
 第5節 警戒宣言時の対応措置



(2) 列車運行措置

① JR東日本

ア 強化地域外周部における線区（イに記載する線区は除く）は、安全な方法により、極力列車の運転を確保する。

イ 強化地域に近接する下記線区は、折返し設備の不足又は落下多発区間である理由により列車の運転を中止する。

線 区	運転中止区間	線 区	運転中止区間
東海道本線	藤沢・茅ヶ崎間	青梅線	青梅・奥多摩間
中央本線	高尾・上野原間	相模線	橋本・厚木間

② 民鉄各社

ア 運行方針

防災関係諸機関、報道機関及びJR東日本との協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運転を行う。

イ 運行措置

機 関	警戒宣言当日	翌日以降
東 急 電 鉄 京 王 電 鉄	<p>情報の内容に応じて、運行計画を決定する。 なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため、一部列車の運転中止等が生じるので、輸送力は平常ダイヤより減少する。</p>	<p>情報の内容に応じて、運行計画を決定する。 なお、運転速度、本数を制限した場合、輸送力は大幅に減少する。</p>
小 田 急 電 鉄	<p>1 強化地域内の列車の運転計画 警戒宣言が発せられた場合、次の区間の列車運転を中止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小田原線 相武台前～小田原間</li> <li>・江ノ島線 藤沢～片瀬江ノ島間</li> </ul> <p>ただし、駅間走行中の列車は、最寄り駅まで安全な速度で運転し、駅に到着後、旅客に対して警戒宣言が発令されたことを告げて避難場所へ案内する。</p> <p>2 強化地域外の列車の運転計画 警戒宣言が発せられた場合、最寄り駅に一旦停車し、旅客に対して警戒宣言が発令されたことを告げた後、次の区間の運転を再開する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小田原線 新宿～相武台前間</li> <li>・江ノ島線 相模大野～藤沢間</li> <li>・多摩線 新百合ヶ丘～唐木田間</li> </ul> <p>注意運転による準急列車、各駅停車の運行となるため輸送力は大幅に減少する。</p>	<p>地震ダイヤ（仮称）により可能な範囲での運行に努める。 なお、運転速度、本数、区間等が制限されるため、輸送力は大幅に減少する。</p>

第9章 東海地震対策（警戒宣言に伴う対応措置）  
 第5節 警戒宣言時の対応措置

(3) 乗客集中防止対策

警戒宣言が発せられた場合、乗客が一度に駅に集中し、大混乱が発生することが予想される。この場合、混乱による被害が発生するとともに、列車の運行に支障を及ぼすことが考えられる。このため、各機関において、乗客の集中を防止するため次の措置をとる。

機 関	内 容
市	1 平常時から市民に対して、時差退社及び近距離通勤者の徒歩帰宅等の広報を行う。 2 警戒宣言時において、鉄道機関及び警察署からの情報を基に、市内の列車の運転状況等を広報するとともに、事業所等に対して極力平常どおり勤務、退社させる場合の時差退社、近距離通勤者等の徒歩帰宅を呼びかける。
消 防 署	平常時から、各事業所に対して、営業方針や任務分担による出社の判断、帰宅困難者となる従業員等の対策について指導を行う。
J R 東 日 本 東 急 電 鉄 小 田 急 電 鉄 京 王 電 鉄	1 平常時から、運転計画の概要、旅行見合せ、時差退社の協力について広報を行う。 2 警戒宣言時に、報道機関を通じ正確な運転状況を報道するとともに、時差退社及び近距離通勤者等の徒歩帰宅の呼びかけを行う。 3 駅における放送・掲示、ホームページ等により運転状況を旅客に周知するとともに、時差退社及び近距離通勤者等の徒歩帰宅を呼びかけ、協力を要請する。

(4) 町田駅での対応

町田駅の主要駅において旅客の混乱を防止するため、各鉄道機関は、町田駅周辺帰宅困難者対策協議会で決定した事項に従い、次の対応措置を講ずる。

なお、JR東日本、JR東海及び小田急電鉄においては、強化地域内着・通過となる乗車券類は、発売を停止する。

機 関	内 容
J R 東 日 本 ・ J R 東 海 東 急 電 鉄 小 田 急 電 鉄 京 王 電 鉄	1 適切な放送を実施して、旅客の鎮静化に努める。 2 状況により、階段止め、改札止め等、入場制限を実施するとともに、旅客のう回誘導、一方通行等を早めに行う。 3 混雑の予想される主要駅には、状況に応じ応援要員を派遣するなどの措置を行う。 4 状況により、警察官の応援を要請する。 5 状況により、乗車券の発売を制限又は中止する。

(5) 町田駅及びその他の駅の警備

機 関	内 容
警 察 署	<p>注意情報が発表されたときは、あらゆる手段を用いて正確な情報の収集に努め、警戒宣言の発令に伴う混乱及び地震発生に備え混乱発生が予想される次の駅にあらかじめ部隊を配備する。</p> <p>1 第1次要点配備</p> <p>(1) 小田急線 町田駅</p> <p>(2) JR横浜線 町田駅</p> <p>2 第2次要点配備</p> <p>上記以外の混乱発生又は、混乱が予想される駅については、状況により逐次部隊を配備する。</p>

(6) 列車の運転中止措置

鉄道機関及び都、警視庁、東京消防庁等は、一致協力し、(1)から(5)までの措置をとり、列車運行の確保に努めるが、万一、駅等で混乱が発生し、人命に危険を及ぼす恐れが生じた場合及び踏切支障等が発生した場合は、各鉄道機関は、やむを得ず列車の運転を中止する場合があります。

(7) 長距離旅客等の対応措置

JR 東日本、JR 東海及び小田急電鉄は、強化地域を運行する特急列車等各列車の運転を中止するので、発駅まで無賃送還の取扱いをする。

(8) その他施設管理等

鉄道各社は、次の措置を講ずる。

- ① 工事箇所については、防災上危険のないよう措置を行い、警戒宣言中は工事を中止する。
- ② 防災資機材及び復旧資機材の整備を行う。
- ③ 発災に備え、要注意箇所やあらかじめ指定した箇所において、巡回警備等を行う。

## 2 バス、タクシー等対策

### (1) 情報伝達

乗務員は、防災信号（サイレン）、ラジオ及び警察官等から、警戒宣言が発せられたことを知ったときは、直ちに旅客に伝達する。

### (2) 運行措置

機 関	内 容
東京バス協会 神奈中バス 小田急バス 京王バス	<p>1 路線バス</p> <p>(1) 運行方針 防災関係機関の協力のもとに地域の実情に応じた、可能な限りの運行を行う。</p> <p>(2) 運行計画</p> <p>① 警戒宣言が発せられたときは、減速（一般道路 20km/h、高速道路 40km/h）を行う。</p> <p>② 減速走行及び交通渋滞により、タイヤが遅延した場合、その状況に応じて間引き運行の措置をとる。</p> <p>③ 危険箇所等を通過する路線については、運転中止、折返し、迂回等事故防止のため適切な措置をとる。</p> <p>④ 翌日以降については、上記ア～ウにより運行が困難となった場合は、運行を中止する場合がある。</p> <p>⑤ 道路交通の混乱や旅客の集中による混乱等により運行が困難となった場合は、運行を中止する場合がある。</p> <p>2 貸切りバス 貸切りバスについては、必要やむを得ないものを除き運行を中止するが、この場合において、旅客の利便と安全について十分配慮する。</p>
東京ハイヤー ・タクシー協会 都個人タクシー協会	<p>タクシー、ハイヤーは、防災関係機関の協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運行を行う。</p> <p>この場合、減速走行（一般道路 20km/h、高速道路 40km/h）を行う。</p>

### (3) 混乱防止措置

#### ① 旅客の集中防止

旅客の集中による混乱を防止するため、都、警視庁、東京消防庁、各鉄道機関、及びバス会社等は、時差退社並びに近距離利用者の徒歩帰宅等の徹底について、住民、事業所に対する広報及び指導を行う。

#### ② バスターミナル、タクシー乗り場等の混乱防止

関係機関が協力して、バスターミナル、タクシー乗り場等における旅客の混乱防止にあたる。

## 第6 学校・病院・社会福祉施設対策

### 1 学校（幼稚園、小中学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修・各種学校）

#### (1) 在校時の措置

- ① 警戒宣言が発せられた場合は、原則として授業（保育）を打ち切り、警戒宣言の解除までは臨時休校の措置をとる。
- ② 警戒宣言が発せられた後、児童生徒等を、計画に従って、次のとおり帰宅させる。

種別	内容
幼稚園、小学校	あらかじめ保護者に伝達してある計画に従って、保護者又は保護者の委任した代理人（以下「保護者」という）に帰宅先を確認してから引き渡す。 保護者に引き渡すまでは、学校（園）において保護する。
中・高等学校	個々に、帰宅経路手段（徒歩、自転車、バス、電車等）、所要時間、同伴者を確認してから帰宅させる。 帰宅に当たっては、交通情報を的確に把握し、鉄道運行の変更その他による混乱に巻き込まれることがないように、下校計画に従って必要な措置をとる。 遠距離通学のため自宅以外の寄宿先が定まっている者は、寄宿先を確認して帰宅させる。
特別支援学校	保護者に引き渡す。保護者に引き渡すまでは学校において保護する。スクールバスを使用している児童生徒等については、保護者に、事前に指定してある地点で引き渡す。 児童生徒等の通学範囲、障がいの状態、寄宿舎生及び残留児童生徒等の収容、スクールバス使用の是非等について、それぞれの学校の実態に応じて、一層きめ細かな対応措置をとる。その際、学区域が広域であることに加えて、心身の障がいにより帰宅所要時間が長時間となるため、注意情報の発表の段階で、各学校から保護者に引き渡しの緊急連絡を行う。
小中学校特別支援学級	特別支援学校に準じて措置するよう指導する。

なお、強化地域からの通学者については、あらかじめ定めた都内の寄宿先に帰宅させる。寄宿先のない者については、学校において保護する。

#### (2) 校外指導時の措置

- ① 宿泊を伴う指導時（移動教室、夏季施設、修学旅行等）の場合は、強化地域内外を問わず、その地の官公署等と連絡をとり、その地の警戒本部又は災害対策本部の指示に従う。また、速やかに学校へ連絡をとり、校長は、対応の状況を都（市）教育委員会に報告するとともに、保護者への周知を図る。
- ② 遠足等の場合は、その地の官公署等と連絡をとり、原則として即時帰校（園）の措置をとる。帰校（園）後、児童生徒等を在在（園）時と同様の措置により帰宅させる。ただし、交通機関の運行や道路の状況によって帰校（園）することが危険と判断される場合は、近くの小中学校等に避難することなど適宜の措置をとる。

第9章 東海地震対策（警戒宣言に伴う対応措置）  
 第5節 警戒宣言時の対応措置

(3) 学校（園）におけるその他の対応策

- ① 児童生徒等を帰宅させた後、水のくみ置き、備品等の転倒・落下防止、火気・薬品類による火災防止、消火器及び応急備品の点検、施設設備の点検等、地震による被害軽減の措置をとる。
- ② 学校（園）に残留し保護する児童生徒等のために必要な飲料水、食料、寝具等については、あらかじめ予想される数量を把握し、各学校（園）において準備するか又は地域の業者等から供給を受けられるよう手配しておく。
- ③ 残留する児童生徒等の保護のために必要な人員の確保については、あらかじめ定めてある緊急時の教職員の役割分担に従って措置をとる。  
 残留する児童生徒等の数、校（園）外指導時にとった措置等の必要な事項を、都（市）教育委員会へ報告する。

(4) 警戒解除宣言の連絡等

- ① 警戒解除宣言は、ラジオ、テレビ、都及び市の広報等によって得るものとする。
- ② 解除後の授業の再開の日時は、あらかじめ定めるところによる。

(5) 私立学校への対応

私立学校については、上記事項と同様な措置がとられるよう助言・指導等を行う。

2 病院、診療所

(1) 診療態勢

病院及び診療所の外来診療については、医療機関の状況に応じ、可能な限り平常通り診療を行い、職員の確保は、あらかじめ定められた方法によって行う。

入院患者については、担当医師の判断により、退院の許可を与える。

なお、手術、検査については、医師が状況に応じて、適切に対処するものとする。

機関別対応は、次のとおりである。

機 関	外 来 診 療	入 院 患 者	手 術 等
市病院対策部 （市民病院）	原則として平常通り診療を行う。 ただし、乳幼児、高齢患者等、発災時の混乱に際し、特に危険が予測される患者に対しては、受診の自粛を呼びかける。	1 施設設備等の安全性に著しく問題のある場合を除き、原則として患者の避難は行わない。 2 退院及び一時帰宅を希望する患者には、担当医師の判断により、その許可を与える。	予定手術 医師の判断により、日程変更の可能な手術・検査は延期する。
市医師会 （民間病院・診療所）	医療機関の状況に応じ可能な限り、平常通り診療を行う。	退院及び一時帰宅を希望する者には、担当医師の判断により許可を与える。	医師の判断により、日程変更可能な手術、検査は延期する。
市歯科医師会 （民間病院・診療所）	医療機関の状況に応じ可能な限り、平常通り診療を行う。		医師の判断により、日程変更可能な手術、検査は延期する。

(2) 防災措置

病院又は診療所には、医薬品類等危険なものが多数あるので、発災による被害の防止又は軽減を図るため、次の防災措置を講ずる。

- ① 建物、設備の点検・防災措置
- ② 危険物の点検・防災措置
- ③ 落下物の防止
- ④ 非常用設備、備品の点検及び確保
- ⑤ 職員の分担事務の確認
- ⑥ 備蓄医薬品の点検・防災措置

(3) その他

収集された情報は、患者に不安を与えないよう、必要に応じ、適宜伝達する。

### 3 社会福祉施設等

(1) 保育所・通所施設

① 園児(生)・利用者の扱い

ア 園児(生)・利用者は、名簿を確認の上、保護者・家族等身元引受人に引き渡す。なお、警戒宣言が解除されるまでの間は、保護者・家族等身元引受人において保護するよう依頼する。

イ 引き取りのない利用者、又は身体が不自由で急な移動が困難な利用者については、園・施設で保護する。

② 防災措置

ア 施設設備の点検

イ ライフラインの確認

ウ 落下、倒壊等の危険箇所の確認及び防止

エ 食料、飲料水、ミルク等の確保

オ 医薬品の確保

③ その他

ア 園児(生)・利用者の引き渡しに際しては、避難施設等に関する情報をできるだけ提供し、安全確保に配慮する。

イ 職員・園児(生)・保護者等の防災教育を行う。

ウ 通園・通所時間中の場合は、通園・通所経路に沿って利用者等を探索し保護する。

(2) 入所施設

利用者は施設内で保護する。このために、次の措置を講じる。

- ① 施設設備の点検
- ② ライフラインの確認
- ③ 落下、倒壊等の危険箇所の確認及び防止
- ④ 食料、飲料水の確保
- ⑤ 医薬品の確保
- ⑥ 利用者の家族等に対する連絡手段の確保
- ⑦ 利用者、家族等に対する施設側の対応方法の周知
- ⑧ 関係機関との緊密な連絡・連携

第7 劇場、高層ビル、地下街等

劇場、高層ビル、地下街等、不特定多数の者の集まる施設について、混乱防止及び安全確保の見地から、各機関は次の対応措置を講じる。

機関	対象	対応措置
消防署	劇場・映画館等	1 火気使用の中止又は制限 2 消防用設備等の点検及び確認 3 避難施設の確認 4 救急処置に必要な資材の準備 5 営業の中止又は自粛 ただし、駅等の混乱状況によっては弾力的な運用を指導する。 6 施設利用者へ警戒宣言の情報を適切な方法で伝達し、従業員による適切な誘導
	高層ビル	1 火気使用の中止又は制限 2 消防用設備等の点検及び確認 3 避難施設の確認 4 救急処置に必要な資材の準備 5 ビル内店舗については、営業の中止又は自粛 6 店舗等の利用客に対しての、必要な情報の伝達及び誘導の実施 7 エレベーターの運転中止及び避難時の階段利用
	地下街	1 火気使用の中止又は制限 2 消防用設備等の点検及び確認 3 避難施設の確認 4 救急処置に必要な資材の準備 5 地下街店舗については、営業の中止又は自粛 6 利用客に対しての必要な情報伝達及び、従業員による誘導の実施
市	文化施設等	1 団体利用（貸切）形態をとる施設においては、管理者が主催責任者に警戒宣言の情報を伝達して施設利用の自粛を要請し、適切な誘導を行う。その他の施設については、管理者が施設利用者に警戒宣言の情報を伝達し、適切な誘導を行う。 2 施設の危険箇所の応急補強、危険物の保安措置等を行う。
	動物園等	1 警戒宣言が発せられると同時に閉園する。 2 入園者に警戒宣言の情報を伝達し、職員の誘導により退園させる。 3 職員を担当部署に配置し、施設の安全を確認のうえ、保安要員を確保する。
	図書館・体育館等施設	1 警戒宣言が発せられた場合、図書館等個人利用形態をとる施設においては、管理者が個人施設利用者に直接、体育館等団体利用（貸切）形態をとる施設においては、主催責任者に施設利用の自粛を要請する。 2 職員の役割分担の確認を行い、防災用施設設備の作動準備、危険箇所の応急補強、危険物の保安措置を実施する。 3 エレベーターの運転を中止し、階段を利用するよう指導する。

## 第8 電話・通信対策

### 1 警戒宣言時の輻輳（ふくそう）防止措置

警戒宣言が発せられた場合においては通信の疎通が著しく困難となることが予想される。このため、各機関は次の措置をとることとする。

機 関	内 容
N T T 東 日 本	<p>警戒宣言が発せられた場合、次の業務及び関連する規程に基づき、通信の疎通等に係る業務を適切に運用する。</p> <p>1 確保する業務</p> <p>(1) 防災関係機関等の災害時優先電話からのダイヤル通話</p> <p>(2) 街頭公衆電話からの通話</p> <p>(3) 警戒宣言・地震予知情報が発せられた際は、列車の運転規制等を実施</p> <p>① 火薬類 輸送状況を確認し必要に応じて関係各所へ連絡</p> <p>② その他の危険物 積載情報を確認し必要に応じて関係各所へ連絡</p> <p>2 可能な限りにおいて取り扱う業務</p> <p>(1) 一般加入電話からのダイヤル通話</p> <p>(2) 一般電報の発信及び電話による配達</p> <p>(3) 営業窓口</p> <p>(4) 防災関係機関等から緊急な要請への対応</p> <p>① 故障修理</p> <p>② 臨時電話、臨時専用回線等の開通</p> <p>(注)ただし、避難命令発令下においては実施しない業務がある。</p>
N T T コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン ズ	<p>警戒宣言が発せられた場合、通信量の著しい増加が予想されるため、必要により重要通信を確保するため、必要により利用制限等の必要な措置を行う。</p>
N T T ド コ モ	<p>警戒宣言が発せられた場合、通信量の著しい増加が予想されるため、必要により重要通信を確保するため、利用制限等の必要な措置を行う。</p>
K D D I	<p>警戒宣言が発せられた場合、通信サービスの疎通は可能な限り平常時と同様に維持する。</p> <p>ただし、通信サービスの疎通に重大な支障をきたし又は著しく輻輳したときは、重要通信の疎通を確保するため、利用制限等の措置をとる。</p>
ソ フ ト バ ン ク	<p>警戒宣言が発せられた場合、通信サービスの疎通は可能な限り平常時と同様に維持する。</p> <p>警戒宣言発表後、電気通信疎通が著しく輻輳した時は、重要通信を確保するため、利用制限等の措置を取る</p>
楽 天 モ バ イ ル	<p>警戒宣言が発せられた場合、通信サービスの疎通は可能な限り平常時と同様に維持する。</p> <p>ただし、通信サービスの疎通が著しく輻輳した際は、重要通信の疎通を確保するため、利用制限等の措置をとる。</p>

2 広報措置の実施

機 関	内 容
NTT東日本	<p>1 警戒宣言が発せられた時等において通話が輻輳し、一般通信について利用制限等の措置を行った場合、又は取り扱う業務について変更した場合、次の各号に掲げる事項についてホームページ掲載等により、地域のお客様等に広報するとともに、さらに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲にわたっての広報活動を積極的に実施する。</p> <p>(1) 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況並びに代替となる通信手段            (2) 電報の受付及び配達状況            (3) 加入電話等の開通、移転等の工事及び故障修理等の実施状況            (4) 営業窓口における業務実施状況            (5) お客様に対し協力を要請する事項（災害用伝言サービスの準備状況を含む）            (6) その他必要とする事項</p> <p>2 前項の広報をするに当たり必要に応じ報道機関と事前協議等を行い、その的確かつ迅速な実施を可能とする措置を講ずる。</p>
NTTコミュニケーションズ	<p>警戒宣言が発せられたことにより、国内・国際通信が著しく輻輳した場合は、ホームページ、テレビ、ラジオ、新聞等を通じて、お客様に対し次の事項を広報する。</p> <p>1 国内・国際通信の疎通状況            2 国内・国際通信の輻輳対策            3 お客様に協力を要請する事項</p>
NTTドコモ	<p>警戒宣言が発せられたことにより、一般の利用者に対し、テレビ、ラジオの広報活動等により、次の通り広報を実施する。</p> <p>1 通信の疎通状況及び利用制限等の措置並びに代替となる通信手段            2 営業窓口における業務実施状況            3 利用者に対し協力を要請する事項（災害用伝言サービスの準備状況を含む）            業務の取扱を中止したときの理解と協力を呼びかけること及び通話混雑時の電話利用等について、協力を求める周知等            4 その他必要とする事</p>
KDDI	<p>警戒宣言が発せられたことにより、通信が著しく輻輳した場合は、ラジオ、テレビ等の報道機関等を通じての広報、営業局窓口への掲示等により、利用者に対し主に次の事項を広報する。</p> <p>1 通信サービスの疎通状況            2 通信サービスの輻輳対策            3 利用者に対し協力を要請する事項</p>
ソフトバンク	<p>警戒宣言が発せられたことにより通信が著しく輻輳した場合は、利用者の利便に関する次に掲げる事項について、テレビ・ラジオ放送等を通じ情報提供に必要な広報を行う。</p> <p>1 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況            2 災害用伝言サービス等の協力要請            3 その他必要とする事項</p>

機 関	内 容
楽天モバイル	警戒宣言が発せられたことにより、通信が著しく輻輳した場合は、テレビ・ラジオ放送等を通じ利用者に以下の事項を広報する。 1 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況 2 通信サービスの輻輳対策状況 3 その他必要とする事項

### 3 防災措置の実施

機 関	内 容
NTT東日本	警戒宣言発令時の防災措置は、以下のとおり実施する。 1 警戒宣言等情報の伝達と周知 2 情報連絡室若しくは地震災害警戒本部の設置 3 地震防災対策に係る各種情報の収集と伝達 4 災害対策用機器の点検、整備及び非常配備 5 応急復旧態勢確立のための諸措置（要員、資材、物資、災対機器及び車両等の確保並びに輸送に関する確認と手配等） 6 グループ会社等の応援に関する確認と手配 7 電気通信設備等の巡視点検 8 工事中の電気通信設備等に対する安全措置 9 その他発災に備えた諸措置（重要書類の非常持出し、広報、その他）等
NTTコミュニケーションズ	警戒宣言が発せられた場合、大規模地震防災応急対策は、以下のとおり実施する。 1 警戒宣言等の伝達とお客様等への周知 2 非常態勢の発令及び地震災害警戒本部の設置 3 対策要員の確保 4 社外機関との協調 5 お客様及び社員等の安全確保 6 地震防災応急対策業務の実施
NTTドコモ	警戒宣言が発せられた場合、大規模地震防災応急対策は、以下のとおり実施する。 1 警戒宣言等の伝達 2 警戒宣言のお客様等への周知 3 対策要員の確保 4 社外機関との協調 5 お客様及び社員等の安全確保 6 地震防災応急対策業務の実施

第9章 東海地震対策（警戒宣言に伴う対応措置）  
 第5節 警戒宣言時の対応措置

機関	内 容
K D D I	<p>警戒宣言が発せられた場合、関連情報の伝達に加え、次の防災措置をとる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策本部等の対策活動組織の確立</li> <li>2 情報連絡体制の確立</li> <li>3 通信設備の点検</li> <li>4 通信疎通の監視、管理体制の強化</li> <li>5 災害対策用設備の点検</li> <li>6 その他、一般防災に関する措置               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 事務機器等の転倒防止措置</li> <li>(2) 危険物等の保安点検</li> <li>(3) 火気の使用制限措置</li> <li>(4) 応急対策物資の点検</li> <li>(5) 医療、救護備品の点検</li> <li>(6) 局舎警備の強化</li> <li>(7) 災害対策活動に必要な生活必需品の配備基準</li> </ol> </li> </ol>
ソフトバンク	<p>警戒宣言発令時の防災措置は、以下のとおり実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 警戒宣言等の伝達</li> <li>2 警備体制の確立</li> <li>3 対策要員の確保</li> <li>4 社外関係機関との連携・協力</li> <li>5 災害対策用設備・資機材の確保</li> <li>6 社員の安全確保</li> <li>7 その他必要な事項</li> </ol>
楽天モバイル	<p>警戒宣言発令時の防災措置は、以下のとおり実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 警戒宣言の伝達</li> <li>2 社外機関との連携・協力</li> <li>3 社員の安全確保</li> <li>4 対策要員の確保</li> <li>5 災害対策用設備・資機材の確保、配備</li> <li>6 その他必要な事項</li> </ol>

## 第9 ライフライン施設対策（電気、ガス、上下水道対策）

### 1 電気

#### (1) 電力の供給

警戒宣言が発せられた場合においても電力の供給は継続する。

#### (2) 人員、資機材の点検確保

##### ① 要員の確保

非常災害対策本部・支部構成員は、注意情報あるいは警戒宣言が発せられたことを知ったときには、速やかに所属する事業所に参集する。また、全ての事業所は、非常態勢を発令し、速やかに非常災害対策本部・支部を設置する。

##### ② 資機材の点検確保

非常災害対策本部・支部は、復旧用資機材（予備品、発電車、変圧器車等）、工具、車両、船艇、ヘリコプター等を整備、確保をする。

#### (3) 電力の緊急融通

非常災害対策本部は、各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」及び隣接する電力会社と締結した「二社融通電力受給契約」に基づき、電力の緊急融通体制について確認する。

#### (4) 安全広報

非常災害対策本部は、ラジオ、テレビ等の報道機関、ホームページ等を通じて、電気的安全措置に関する具体的事項について広報する。

#### (5) 施設の応急安全措施

関係地域の事業所は、仕掛り中の工事及び作業中の電力施設について、人身安全及び施設保全上の応急措置を速やかに実施する。

### 2 ガス

#### (1) ガスの供給

警戒宣言が発せられた場合においても、原則としてガスの製造・供給はそのまま継続することとし地震発生時の二次災害の防止又は軽減を図るための応急措置を、迅速かつ的確に講じ得る全社態勢を確立する。

#### (2) 避難等の要請

本社、事業所等の見学者、訪問者等に対して、警戒宣言が発せられた旨を伝達し、避難、帰宅等を要請する。

#### (3) 工事等の中断

工事中又は作業中のガス工作物等については、状況に応じて保安措置を講じた上、工事又は作業を中断する。

#### (4) 人員、資機材の点検確保

##### ① 人員の確保と配備

勤務時間内、時間外及び休日における、あらかじめ定められた動員計画に基づき、保安要員を確保し、警戒態勢を確保する。

##### ② 資機材の点検・確保

保安通信設備の健全性確認並びに保安電源設備の燃料残量確認及び確保並びに復旧工事に用

第9章 東海地震対策（警戒宣言に伴う対応措置）  
第5節 警戒宣言時の対応措置

資機材の点検整備を行う。

(5) 警戒宣言時の需要家に対する広報の内容等

① 広報の内容

- 不使用ガス栓の閉止の確認
- 地震発生時のマイコンメーター自動停止，身の安全の確保
- 地震がおさまった後のマイコンメーター復帰操作

② 広報の方法

- 広報車等により、広報内容を直接需要家に呼び掛ける。
- テレビ、ラジオ等の報道機関に対し、広報内容の報道を要請する。
- 地方自治体とも必要に応じて連携を図る。

### 3 上水道

(1) 飲料水の供給及び広報

警戒宣言時においても、飲料水は平常どおり供給する。また、住民自らが当座の飲料水を確保し地震の発災に備えるよう、次の内容について広報を行う。

- ① 当座の飲料水のくみ置き要請
- ② 地震発生後の避難に当たっての注意事項
- ③ 地震発生後の広報等の実施方法
- ④ 地震発生後における住民への注意事項

(2) 給水対策本部、水道施設の点検確保態勢

警戒宣言が発せられた場合は、直ちに発災に備えて給水対策本部を設置する。

各事業所は、直ちに地震発生に備えて情報連絡、広報、水道施設の点検を強化し、必要な保安措置等を講じるとともに、地震発生後の応急対策諸活動の準備を行う。

(3) 施設等の保安措置

- ① 配水池の水位をできるだけ高水位に維持し、くみ置きに対処しうるよう送配水圧を調整する。
- ② 警戒宣言が発せられた後の施設の保安点検は、あらかじめ定められた警戒宣言時保安点検要領に従い実施する。
- ③ 工事現場においては、工事を一時中止して安全措置を講じる。  
また、掘削を伴う工事で速やかに安全強化措置がとれないものは、原則として、埋戻しを行う。

4 下水道

警戒宣言が発せられた場合、次のとおり対応する。

(1) 危険物に対する保安措置

機 関	内 容
市下水道対策部	危険物のある終末処理場、ポンプ場においては、2交代勤務体制により措置しているが、警戒宣言が発せられた場合は、第二非常配備態勢要員を配置し、保安の徹底に努める。

(2) 施設等の保安措置

① 施設の被害を最小限に止め、汚水、雨水の排除に支障のないよう排水能力の確保に万全を期すために、下記施設について、巡視、点検の強化及び整備を行う。

機 関	巡 視 点 検 す る 施 設		
市下水道対策部	1 管渠施設	2 ポンプ場施設	3 処理場施設
都都市整備局	1 管渠施設	2 ポンプ所施設	

② 工事現場

機 関	巡 視 点 検 す る 施 設
市下水道対策部	工事を即時中断、現場の保安態勢を確認し、応急資器材の点検、整備を行う。

## 第10 生活物資対策

### 1 市場の流通確保・消費者への正確な情報提供

市場の流通を確保するため、必要に応じて事業者等へ働き掛けるとともに、ホームページ等を通じて消費者等へ正確な情報を提供するなど混乱防止を図る。

### 2 買い占め、売り惜しみ防止の呼びかけ

防災行政無線（同報系）、広報車等を利用して、市民及び事業者等に対し、以下の広報を行う。

- (1) 事業者に対し、買い占め、売り惜しみをしないよう呼びかけを行う。
- (2) 市民に対し、買い急ぎをしないよう呼びかけを行う。
- (3) 必要に応じて、専用窓口を設け、市民等からの問合せや相談に対応するほか、市民等からの通報により、買い占め、売り惜しみ等を監視する。

### 3 物資の確保

機 関	内 容
市財務対策部 市市民対策部	生活物資の確保については、災害時における物資の調達、協力協定業者に要請する。なお、この物資確保のためとはいえ、各協力機関での市民への売り惜しみは行わないよう指導する。

### 4 食料等の配布態勢

#### (1) 職員の配置

都及び市は、被災者の救助に必要な備蓄物資の輸送、配布を行うため、倉庫に職員を配置し、待機の態勢をとる。

#### (2) 運搬計画

- ① 都及び市は、備蓄物資及び調達物資の輸送を確保するため、関係輸送業者に待機の態勢を要請する。
- ② 都は、都福祉局保有の食料生活必需品、調製粉乳・ほ乳びん及び都産業労働局確保予定の米穀、副食品（漬物、つくだ煮等）及び調味料（みそ、しょう油）を関係市区町村集積地等まで輸送できる態勢をとる。
- ③ 備蓄物品だけでは不足が見込まれる場合、都総務局、都生活文化スポーツ局、都産業労働局、都中央卸売市場の各局長は、食料及び生活必需品等を調達し、市指定の物資集積所へ輸送できる態勢をとる。
- ④ 市は、集積地へ輸送された食料、物資を必要に応じて避難施設に輸送する態勢をとる。

#### (3) 即時調達態勢の確保

都及び市は、関係業界の物資の在庫状況を把握するとともに、都は関係業界団体に、市は地元商工団体及び小売店等に、物資の供給態勢を整えるように依頼する。

第11 金融対策

機 関	内 容
<p>関東財務局 日本銀行</p>	<p>1 関係機関は警戒宣言が発せられたときは、金融機関の業務の円滑な遂行を確保するため、各機関の所掌事務に応じ、次の措置を講じるものとする。</p> <p>(1) 金融機関の業務確保 金融機関は、原則として、平常通り営業を行うよう配慮させること。 なお、やむを得ず業務の一部を中止する場合においても、普通預金の払戻し業務については、できるだけ継続するよう配慮させること。</p> <p>(2) 金融機関の防災体制等</p> <p>① 金融機関は、店頭の顧客及び従業員の安全の確保に努めるよう十分配慮させること。</p> <p>② 発災後における被害の軽減及びに発災後の業務の円滑な遂行を確保するため、金融機関は、危険箇所の点検、重要書類及び物品等の安全確保並びに要員の配置等について、適切な応急措置をとるよう配慮させること。</p> <p>(3) 顧客への周知徹底</p> <p>① 店頭の顧客に対しては、警戒宣言の発せられたことを直ちに伝達するとともに、その後の来店客に備えて、店頭でその旨を掲示させること。</p> <p>② 上記1(1)なお書き及び(2)②の措置についても、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するよう配慮させること。</p> <p>(注) 1 「関係機関」とは、関東財務局及び日本銀行をいう。 2 本金融対策は、営業開始前又は営業終了後に警戒宣言が発せられた場合を含め、金融機関以外の諸機関の対応措置の状況をみて検討し、所要の調整を図るものとする。</p> <p>2 日本銀行は、①地震予知情報等の伝達及び避難誘導に関すること、②通貨の円滑な供給の確保に関すること、③資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置に関すること、④金融機関の業務運営に係る措置に関すること、⑤地震防災応急対策に係る広報に関すること、⑥海外中央銀行等との連絡・調整に関することを行う。</p>
<p>市財務対策部</p>	<p>1 警戒宣言発令による交通混乱等が発生し、市税等の申告や納付が困難な場合には、その期限の延長等について弾力的に対処する。</p> <p>2 警戒宣言発令後、引き続き、市の一部又は全部の地域に災害が発生した場合には、市税等の減免及び期限の延長等適切な措置を講じる。</p>

## 第12 避難対策

### 1 警戒宣言時における対応

#### (1) 避難施設開設に伴う対応措置

機 関	内 容
市災害統括班	避難施設を開設したときは、開設状況を都及び警察署、消防署等関係機関に連絡する。都への報告は、原則として、東京都災害情報システム（DIS）への入力により行う。
市福祉対策部	1 避難施設の運営に必要な調理、給食資器材、食料、水、燃料、寝具、応急医薬品、非常照明具及び台帳等、及び情報収集及び非常通信のためラジオ、無線機等を確保する。 2 食料品の購入ができず、日常の食事に支障を生ずる場合は炊き出しその他の食品の供給を行う。 3 避難施設を開設した場合、管理責任者のほか避難施設運営に必要な職員を配置する。

#### (2) 避難施設等における市職員の配置

避難施設を設置した場合は、管理責任者のほか避難施設運営に必要な職員を配置する。

#### (3) 避難生活の維持・運営

- ① (2)で配置された職員は、避難施設の維持・運営が円滑に行われるように避難者とともに運営組織を編成する。
- ② 市長は、避難生活の中で不足する食料、水、生活必需品、医療等援護及び人的支援などがある場合は、都福祉局・水道局等関係機関に要請又は連絡する。
- ③ 都の各機関は、市から不足品等についての連絡を受けたときは、迅速に市に供給する。

## 第13 救援・救護対策

### 1 医療救護態勢

機関別の対応は、次のとおりである。

機 関	内 容
市病院対策部 （市民病院）	1 医療班の編成準備 (1) 第2非常配備態勢に伴う救護班の編成 (2) 救護班携行器材の点検整備 2 救急患者の受け入れ体制の確保 (1) 医師、看護師等の確保 (2) 医療資器材の点検、補充 (3) 患者の受入体制の整備 (4) 水、食料の点検確保

機 関	内 容
市健康対策部	1 医師会へ医療救護チームの編成準備要請 2 医師会へ患者等の受入体制確保の要請 3 その他、医師会との連絡調整（注）連絡調整担当（保健総務課長） 4 医療救護チームの編成準備 (1) 第2非常配備態勢に伴う医療救護班の編成 (2) 医療救護チーム携行器材の点検整備 (3) 都医師会、都歯科医師会、都薬剤師会（薬剤師班）、日赤東京都支部及び関東信越厚生局に対する医療救護班の編成準備要請 5 救急患者の受入体制の確保 (1) 医師、看護師等の確保 (2) 医療資器材の点検、補充 (3) 患者の収容体制の整備 (4) 都医師会、日赤東京都支部及び関東信越厚生局に対する受入体制確保の要請
市医師会	1 発災時に備え、医療救護班の編成準備 2 患者等の受入体制
市歯科医師会	発災時に出動するよう計画されている地区歯科医師会医療救護班を必要とするときは、速やかに編成できるように準備方を指示する。
市薬剤師会	発災時に出動するよう計画されている薬剤師班を必要とするときは、速やかに編成できるように準備方を指示する。
市獣医師会	発災時に出動するよう計画されている動物救護及び獣医療班を必要とするときは、速やかに編成できるように準備方を指示する。

## 2 緊急輸送

### (1) 緊急輸送態勢

警戒宣言が発令された場合、緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲は以下のとおりである。

- ① 緊急対策実施要員
- ② 地震防災応急対策の実施に必要な食料、医薬品、防災資機材等の物資、資機材
- ③ その他警戒本部長が必要と認める人員、物資等

### (2) 緊急輸送の実施

① 警戒宣言時の緊急輸送は、必要最小限の範囲で実施するものとし、その実施にあたり輸送手段の競合を生じないよう実施各機関は連携協力する。

② 輸送車両の確保

第3章 地震災害応急対策 第4 緊急輸送の実施に準じて行う。

第9章 東海地震対策（警戒宣言に伴う対応措置）  
 第5節 警戒宣言時の対応措置

(3) 道路管理者の措置

機 関	内 容
中日本高速道路株式会社 国土交通省 都 建 設 局 (南多摩東部建設事務所) 市道路対策部	1 危険箇所の点検 警戒宣言が発せられた際には、避難道路、緊急輸送道路等を重点に、地震発災時に交通の障害となる恐れのある道路の損傷等について、緊急特別点検を実施する。 2 工事中の道路についての安全対策 緊急時に即応できるように、原則として、工事を中止して安全対策を確立し、緊急車両等の円滑な通行の確保を図る。

3 災害時給水ステーション（給水拠点）における水の確保

機 関	内 容
市下水道対策部 市生涯学習対策部	地震発生に備え、情報連絡の強化、応急資機材の点検整備等を行う。

4 食料等の配布態勢

(1) 職員の配置

機 関	内 容
市総務対策部	被災者の救助に必要な物資の輸送、配布を行うため、職員の配置等態勢を整える。

(2) 運輸計画

機 関	内 容
市財務対策部	1 備蓄物資及び調達物資の輸送を確保するため、関係運輸業者に待機の態勢を要請する。 2 都より生活必需品の支給をうける場合、物資集積所をあらかじめ定めておき、都より集積所に輸送された食料、物資を必要に応じて避難施設に輸送する態勢をとる。

(3) 調達計画

機 関	内 容
市財務対策部	即時調達態勢を確保するため、関係機関（災害時物資調達協力協定機関）の物資の在庫状況を確認し把握するとともに、供給態勢を整えるよう要請する。

## 第6節 市民・事業所等のとるべき措置

町田市では、「東海地震」が発生した場合、震度5弱～震度5強の揺れが予想されている。

このとき、家屋の倒壊等による大きな被害は発生しないと考えられるが、局地的には、ブロック塀等の崩壊や自動販売機の転倒、落下物、家具類の転倒・落下・移動等による人的被害の発生なども予想される。また、本市では住宅地の増加や町田駅周辺への買い物客等の増加が著しく、夜間人口、昼間人口ともに増加しつつある。そのため、警戒宣言等が発せられた場合の社会的混乱も深刻な課題となりつつある。

このような課題に対し、市及び各防災機関では万全の措置を講ずるものであるが、被害や混乱を防止するためには、市民及び事業所の果す役割は極めて大きい。

本節は、市民、自主防災組織及び事業所が、警戒宣言が発せられたときにとるべき行動基準を示すものであり、これにより、市民一人ひとり、または各事業所が、警戒宣言等が発せられた場合においても冷静かつ的確な行動をとることで、被害及び混乱の大幅な減少を図るものである。

### 第1 市民のとるべき措置

#### 1 平常時

- (1) 東海地震の発災に備え、地域内の危険箇所を点検・把握し、避難方法についても確認しておく。
- (2) 消火器具など防災用品を準備しておく。
- (3) 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下防止を図っておく。
  - ① 窓ガラスに飛散防止フィルム等を貼る。
- (4) ブロック塀の点検補修など、家の外部についても安全対策を図っておく。
- (5) 飲料水（1人1日分の最低必要量3リットル）及び食料の3日分程度の備蓄、並びに医薬品・携帯ラジオなど非常持出用品の準備をしておく。
- (6) 家族で対応措置を話し合っておく。
  - ① 注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担、避難や連絡方法などをあらかじめ決めておく。
  - ② 警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるので、安否確認方法など警戒宣言発令時の行動を家族とよく相談しておく。
- (7) 都・市・消防署、自主防災組織等が行う防災訓練や防災事業へ積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。
- (8) 避難行動要支援者がいる家庭は、差し支えがない限り事前に住民組織や近隣等に知らせておく。なお、個別避難計画の情報については、避難支援等関係者への提供に同意し、円滑かつ迅速な避難に備える。

#### 2 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

- (1) テレビ、ラジオ等の情報に注意する。
- (2) 家族で避難、連絡方法など行動予定を確認する。
- (3) 電話の使用を自粛する。
- (4) 自動車の利用を自粛する。

### 3 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- (1) 情報の把握を行う。
  - ① 市等の防災信号（サイレン）を聞いたときは、直ちにテレビ、ラジオのスイッチを入れ、情報を入手する。
  - ② 都・市・警察署・消防署等防災機関の情報に注意する。
  - ③ 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、隣り近所に知らせ合う。
- (2) 火気の使用に注意する。
  - ① ガス等の火気器具類の使用は最小限に止め、いつでも消火できるようにする。
  - ② ガスメーターコックの位置を確認する（避難するときは、ガスメーターコック及び元栓を閉る）。
  - ③ 使用中の電気器具（テレビ、ラジオを除く）のコンセントを抜くとともに、安全器又はブレーカーの位置を確認する（避難するときは、ブレーカーを遮断する）。
  - ④ LP ガスボンベの固定措置を点検する（避難するときは、LP ガスボンベの元栓を閉める）。
  - ⑤ 危険物類の安全防護措置を点検する。
- (3) 消火器、消火用水を確認するとともに、浴槽等に水を溜めておく。
- (4) テレビや家具の転倒・落下・移動防止措置を確認し、棚の上の重い物を降ろす。
- (5) ブロック塀等を点検し、危険箇所はロープを張るなど、人が近づかないような措置をとる。
- (6) 窓ガラス等の落下防止を図る。
  - ① 窓ガラスに荷造用テープを貼る。
  - ② ベランダの植木鉢等を片付ける。
- (7) 飲料水、生活用水等の汲み置きをする。
- (8) 食料、医薬品、防災用品を確認するとともに、すぐに持ち出せるよう取りまとめておく。（非常持出品の準備）
- (9) 防災素材で、なるべく動きやすい服装にする。
- (10) 電話の使用を自粛する。特に、役所や放送局、鉄道会社、学校等への電話による問合せを控える。
- (11) 自家用車等の利用を自粛する。
  - ① 路外に駐車中の車両は、できる限り使用しない。
  - ② 路上に駐車中の車両は、速やかに空地や駐車場に移す。
  - ③ 走行中の自家用車は、目的地まで走行したら、以降は車を使わない。
- (12) 幼児、児童の行動に注意する。
  - ① 幼児、児童は、狭い路地やブロック塀などの付近に近づかないようにする。
  - ② 幼児、児童、生徒が登園、登校している場合は、園、学校との事前の打合せに基づいて引き取りに行く。
- (13) 冷静に行動し、不要不急の外出、旅行は見合わせる。
- (14) エレベーターの使用は避ける。
- (15) 近隣相互間の防災対策を再確認する。
- (16) 不要な預貯金の引出しを自粛する。
- (17) 買い急ぎをしない。

## 第2 防災市民組織のとるべき措置

### 1 平常時

- (1) 東海地震の発災に備え、地域内の危険箇所を点検・把握するとともに、避難方法についても地域住民等に周知しておく。
- (2) 情報の収集・伝達体制を確立する。
  - ① 市及び防災機関から受けた情報を、正確かつ迅速に地域住民に伝達する体制を確立する。
  - ② 地区ごとに、収集伝達すべき情報を定めておく。
- (3) 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底を図る。
- (4) 初期消火、救出・救護、避難など各種訓練を実施する。
- (5) 消火、救助、炊き出し資器材等の整備・保守及び非常食の備蓄を図る。
- (6) 地域内の要配慮者の把握に努め、災害時の支援体制を整えておく。
- (7) 行政、地域内事業所等との連携・協力について検討・推進する。

### 2 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

- (1) テレビ、ラジオ等の情報に注意する。
- (2) 地区内住民に必要な措置及び冷静な行動を呼びかける。

### 3 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- (1) 市等からの情報を地区内住民に伝達する。
- (2) 防災市民組織本部を設置し、それぞれの任務を確認する。
- (3) 地区内住民にとるべき措置（前項参照）を呼びかける。
- (4) 軽可搬消防ポンプ、燃料等の点検整備を行い、出動態勢の準備を行う。
- (5) 街頭設置の消火器の点検、消火用水の確保を行う。
- (6) 要配慮者の安全に配慮する。
- (7) がけ地、ブロック塀等の付近で遊んでいる幼児、児童等を安全な場所に避難させる。
- (8) 救急医薬品等を確認する。
- (9) 食料、飲料水及び炊出し用品等の確保並びに調達方法の確認を行う。

### 4 その他

その他防災市民組織が結成されていない地域にあっては、町内会・自治会組織等が前記に準じた行動を行う。

## 第3 事業所のとるべき措置

### 1 平常時

- (1) 地震防災応急計画、消防計画及び事業所防災計画等の作成
- (2) 従業員等に対する防災教育の実施
- (3) 自衛消防訓練の実施
- (4) 情報の収集・伝達体制の確立
- (5) 事業所の耐震性の確保及び施設内の安全対策
- (6) 水・食料・医薬品その他必需品の備蓄

## 2 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

- (1) テレビ、ラジオ等により正確な情報を入手する。
- (2) 自衛消防組織等自主防災体制を確認する。
- (3) 地震防災応急計画、消防計画、事業所防災計画等に基づき警戒宣言時のとるべき措置を確認又は準備する。
- (4) その他状況により、必要な防災措置を行う。

## 3 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- (1) 自衛消防組織の編成、防災要員の動員及び配備等の警戒体制を確立する。
- (2) テレビ、ラジオ等により必要な情報を適宜入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。百貨店等不特定多数の者を収容する施設においては、顧客等の混乱防止に留意する。
- (3) 指示、案内等にあたっては、予想震度、施設の立地条件、耐震性、利用状況等により施設ごとに判断し、顧客、従業員等が適正な行動等がとれるようにする。この場合、要配慮者の安全に留意する。
- (4) 市民生活の確保と混乱防止のため、各事業所は極力営業を継続するものとし、特に食料品等生活関連物資を販売（取扱）する事業所（施設）については原則として営業を継続する。ただし、不特定多数の者を収容する劇場、映画館及び高層ビル・地下街等の店舗にあっては混乱防止のため原則として営業の中止又は自粛を検討する。
- (5) 火気使用設備、器具等地震発生により出火のおそれがある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は最小限とし、かつ必要な安全措置を講じる。また、薬品等の混触発火及び危険物等の流出防止のための措置を確認する。
- (6) 建築物の防火又は避難上重要な施設及び消防用設備等点検し、使用準備（消火用水を含む）等の保安措置を講ずる。
- (7) 商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒・落下・移動・破損防止措置を講じる。
- (8) 不要・不急の電話（携帯電話を含む）の使用を中止するとともに、特に、都・市・警察署・消防署・放送局・鉄道等に対する問合せを控える。
- (9) バス、タクシー、生活物資輸送車等を除き、非常時に必要でない車両の使用はできる限り制限する。
- (10) 救助・救急資機材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等応急対策の実施に必要な資器材を配備する。
- (11) 建築工事・ずい道工事及び金属溶融作業、高速回転機械の運転等地震発生により危険が予想される作業は原則として中止し、応急補強等必要な措置を講じる。
- (12) 一般事業所の従業者は極力平常どおりの勤務とするが、特に退社させる必要がある場合、従業者数、最寄り駅及び路上の混雑状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮し、安全を確認したうえで時差退社させるものとする。ただし、近距離通勤者にあっては徒歩等によるものとし、原則として交通機関は利用しない。